
川場村第1次障がい者計画 第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画

川場村障がい者共生プラン

【パブリックコメント版】

令和6年2月

川場村

目次

序論	1
第1章 計画策定にあたって	2
1-1 策定の背景と目的	2
1-2 計画の期間	2
1-3 計画の法的位置付けと計画の構成	3
1-4 障がい者福祉施策の対象者	4
1-5 障がい者福祉に関わる国の動向（法令・計画等）	5
(1) 法令	5
(2) 障害者基本計画（第5次）	7
(3) 第7期障害福祉計画等に係る国の基本指針	9
第2章 障がいのある人の現況	11
2-1 障がい者手帳所持者等の状況	11
(1) 各種手帳の所持者数	11
(2) 障がい支援区分の認定状況	15
2-2 アンケート調査結果	16
(1) 調査の概要	16
(2) 調査結果の概要	16
2-3 関連団体ヒアリング調査	20
(1) 調査の概要	20
(2) 調査結果の概要	20
2-4 計画の取組状況（障がい福祉サービスの利用状況）	23
第3章 障がい福祉施策の基本理念	26
第4章 各計画の推進及び点検・評価	27
4-1 計画の推進	27
(1) 計画推進にあたって踏まえる視点	27
(2) 推進基盤・連携強化	27
4-2 自立支援協議会の円滑な運営	28
4-3 PDCAサイクルによる点検及び評価	29
第1次障がい者計画	30
第1章 障がい者計画の基本目標・施策	31
第2章 施策の展開	33
基本施策1 相互理解と交流の促進	33
(1) 障がいのある人に対する理解と差別解消	33

(2) 地域交流・支え合いの推進	34
基本施策2 相談支援・意思決定支援の充実	34
(1) 情報提供・コミュニケーション支援体制の充実	34
(2) 相談支援・ケアマネジメント体制の充実	35
(3) 権利擁護の推進	35
基本施策3 生活支援の充実	36
(1) 在宅生活の支援	36
(2) 居住系サービスの確保	37
基本施策4 保健・地域医療・リハビリテーションの充実	38
(1) 障がいの早期発見・対応と予防の推進	38
(2) 地域医療・医学的リハビリテーションの充実	39
基本施策5 発達支援・障がい児教育の充実	40
(1) 就学前保育の充実	40
(2) 障がい児教育の充実	40
(3) 障がい児サービスの充実	41
基本施策6 就労・社会参加への支援と促進	42
(1) 雇用・就労の促進	42
(2) スポーツ、文化芸術活動の振興	43
(3) むらづくり・地域活動への参画促進	43
基本施策7 安心・安全な生活環境づくり	44
(1) 暮らしやすい住環境の整備	44
(2) 人にやさしいむらづくり・移動手段の確保	44
(3) 消費者トラブルの防止・防犯対策の推進	45
(4) 災害時支援等防災対策の推進	45
(5) 感染症対策の推進	46

第7期障がい福祉計画 47

第1章 障がい福祉計画の基本方針	48
1-1 基本的な考え方	48
1-2 障がい福祉サービス等の体系	49
第2章 令和8年度の成果目標	50
2-1 施設入所者の地域生活への移行	51
2-2 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築	51
2-3 地域生活支援拠点等が有する機能の充実	52
2-4 福祉施設から一般就労への移行等	53
2-5 相談支援体制の充実・強化等	54
2-6 障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築	55

第3章 障がい福祉サービスの見込量	56
3-1 自立支援給付の概要と見込量	56
(1) 訪問系サービス	56
(2) 日中活動系サービス	57
(3) 居住系サービス	61
(4) 相談支援（地域相談支援・計画相談支援）	63
(5) 自立支援医療	64
(6) 補装具	64
3-2 地域生活支援事業の概要と見込量	65
(1) 必須事業	65
(2) 任意事業（その他の事業）	69
3-3 障がい福祉サービス等見込量の確保策	70
(1) 自立支援給付	70
(2) 地域生活支援事業	70
第3期障がい児福祉計画	71
第1章 障がい児福祉計画の基本方針	72
1-1 基本的な考え方	72
第2章 令和8年度の成果目標	73
第3章 障がい児支援等サービス見込量	75
3-1 障がい児福祉サービス等の体系	75
3-2 障がい児支援の概要及び見込量	76
(1) 障がい児通所支援	76
(2) 相談支援	77
(3) 児童入所支援	78
3-3 障がい児の子ども・子育て支援等の利用ニーズ	78
3-4 指定障がい福祉サービス等	79
資料編	80
資料1 用語の解説	81
資料2 川場村障害者計画及び川場村障害福祉計画策定委員名簿	

■「障害」と「障がい」の表記について

本計画では、サービス名等を含めて原則として「障がい」と表記しています。
ただし、法律や固有名詞、国の資料等はそれらに合わせた表記としています。

序 論

第1章 計画策定にあたって

1-1 策定の背景と目的

本村では、「障害者自立支援法^{*}」の施行に伴い、「市町村障がい福祉計画」の策定が義務付けられたことから、平成18（2006）年3月に平成20（2008）年度までを第1期として定めた「川場村障害福祉計画（第1期）」を策定し、以降、法に基づき3年ごとに計画の見直しを行ってきました。

このたび、「川場村障害福祉計画（第6期）」及び「川場村障害児福祉計画（第2期）」の計画期間が令和5（2023）年度末で終了することから、令和6（2024）年度を初年度とする「川場村障がい福祉計画（第7期）」及び「川場村障がい児福祉計画（第3期）」を策定するものです。あわせて、障がい者を取り巻く環境の変化を踏まえ、障がい者施策を総合的に推進していくため、障害者基本法に基づく市町村障がい者計画として個別に策定していた「川場村障がい者計画」を合わせた一体計画（仮称：川場村障がい者共生プラン）として策定します。

1-2 計画の期間

「第7期障がい福祉計画及び第3期障がい児福祉計画」は、令和6年度から令和8年度の3年間です。

「第1次障がい者計画」は、令和6年度から令和11年度の6年間です。なお、3年ごとに必要に応じて、その一部を見直します。

■計画期間

	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)	令和12年度 (2030)	令和13年度 (2031)	令和14年度 (2032)
障がい福祉計画	第6期		第7期			第8期			第9期			
障がい児福祉計画	第2期		第3期			第4期			第5期			
障がい者計画			第1次						第2次			
障害者計画	4期	第5期										

^{*} 平成25年4月1日から、「障害者自立支援法」を「障害者総合支援法」とするとともに、障がい者の定義に難病等を追加

1-3 計画の法的位置付けと計画の構成

<障がい者計画>

障害者基本法第 11 条第 3 項に規定する「市町村障がい者計画」に相当するものであり、村における障がい者施策に関する基本的な計画です。

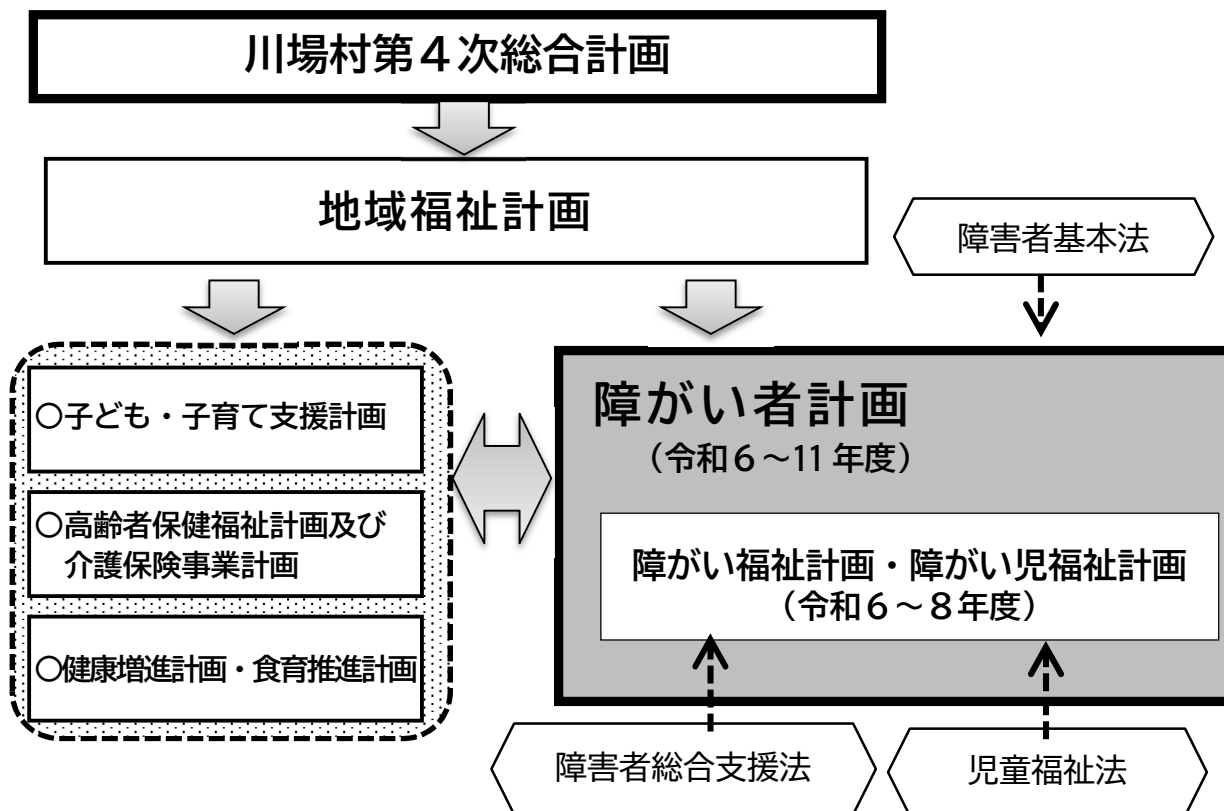
<障がい福祉計画>

障害者総合支援法第 88 条第 1 項の規定に基づく市町村障がい福祉計画で、障がい福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に関する計画を定めるものです。

<障がい児福祉計画>

児童福祉法第 33 条の 20 第 1 項に基づく市町村障がい福祉計画で、障がい児通所支援及び障がい児相談支援の提供体制の確保に関する計画を定めるものです。

■上位計画との関係



1-4 障がい者福祉施策の対象者

本計画の対象者は、障害者基本法及び障害者総合支援法などの以下の関連法を踏まえ、身体障がい、知的障がい、精神障がい、発達障がいのある人及び障がいのある子ども、また、高次脳機能障がいのある人や難病患者を対象とします。

障がい者が日常生活又は社会生活において受ける制限は、身体障がい、知的障がい、精神障がい（発達障がいを含む）、その他の心身の機能の障がい（難病を含む）のみに起因するものではなく、社会における様々な障壁と相対することによって生ずるものとのいわゆる「社会モデル」の考え方を踏まえています。したがって、本計画が対象とする障がい者は、いわゆる障がい者手帳の所持者に限りません。

<障害者基本法>

第2条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

1 障害者 身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。

<障害者総合支援法>

第4条 この法律において「障害者」とは、身体障害者福祉法第4条に規定する身体障害者、知的障害者福祉法にいう知的障害者のうち18歳以上である者及び精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第5条に規定する精神障害者（発達障害者支援法（平成16年法律第167号）第2条第2項に規定する発達障害者を含み、知的障害者福祉法にいう知的障害者を除く。）のうち18歳以上である者並びに治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であって政令で定めるものによる障害の程度が厚生労働大臣が定める程度である者であって18歳以上であるものをいう。

「障害児」とは、児童福祉法第4条第2項に規定する障害児及び精神障害者のうち18歳未満である者をいう。

<児童福祉法>

第4条 この法律で、児童とは、満18歳に満たない者をいう。

2 この法律で、障害児とは、身体に障害のある児童、知的障害のある児童又は精神に障害のある児童（発達障害者支援法（平成16年法律第167号）第2条第2項に規定する発達障害児を含む。）をいう。

<発達障害者支援法>

第2条 この法律において「発達障害」とは、自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能の障害であってその症状が通常低年齢において発現するものとして政令で定めるものをいう。

2 この法律において「発達障害者」とは、発達障害を有するために日常生活又は社会生活に制限を受ける者をいい、「発達障害児」とは発達障害者のうち18歳未満のものをいう。

1－5 障がい者福祉に関わる国の動向（法令・計画等）

（1）法令

●成年後見制度利用促進法の施行

平成 28（2016）年に「成年後見制度の利用の促進に関する法律」（以下「成年後見制度利用促進法」という。）が公布、施行され、認知症、知的障がい、精神障がいなどにより判断能力が十分ではない人の日常生活や財産管理を支援する成年後見制度の利用促進のための周知・啓発、及び成年後見の申立を行う親族がいない人に対する市長申立の積極的活用、成年後見人等に対する研修の機会の確保及び成年被後見人の権利に係る制限の見直しを図ることなどが規定されました。

●バリアフリー法の改正

平成 30（2018）年に「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」（と「バリアフリー法」）が改正され、東京オリンピック競技大会・パラリンピック競技大会の開催を契機とした共生社会等の実現を図り、全国におけるバリアフリー化を一層推進するために総合的な措置を講ずることが規定されました。

また、令和 2（2020）年の改正では、バリアフリー設備の使用方法等の周知等のソフト対策の取組の強化や学校教育と連携した「心のバリアフリー」を推進することが規定されました。

●障害者文化芸術推進法の施行

平成 30（2018）年に「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律」（以下「障害者文化芸術推進法」という。）が公布、施行され、障がい者による文化芸術活動を推進し、文化芸術活動を通じた障がい者の個性と能力の発揮及び社会参加の促進を図ることが規定されました。

●読書バリアフリー法の施行

令和元（2019）年に「視覚障害者等の読書環境の整備の促進に関する法律」（以下「読書バリアフリー法」という。）が公布、施行され、視覚障がい者等の読書環境を総合的かつ計画的に推進し、障がいの有無にかかわらず全ての国民が等しく読書を通じて文字・活字文化の恵沢を享受できる社会を目指すことが規定されました。

●障害者差別解消法の改正

令和3（2021）年5月に「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（以下「障害者差別解消法」という。）が改正され、事業者による障がいのある人への合理的配慮の提供が義務化されました。（※令和6年4月1日施行）

これまで民間の事業者の「努力義務」とされていた合理的配慮の提供が、国や地方公共団体などと同様に「義務」とされました。

●医療的ケア児支援法の施行

令和3（2021）年6月に「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」（以下、「医療的ケア児支援法」という。）が公布・施行されました。この法律は、「医療的ケア児及びその家族に対する支援は、医療、保健、福祉、教育、労働等に関する業務を行う関係機関及び民間団体相互の緊密な連携の下に、切れ目なく行う」ことを基本理念として、国、地方公共団体、学校設置者等の責務を規定しています。

●障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法の施行

令和4（2022）年に「障がい者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策推進法」（障がい者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法）が公布・施行されました。この法律は、全ての障がい者があらゆる分野の活動に参加するためには、情報の十分な取得利用・円滑な意思疎通が極めて重要であることから、障がい者による情報の取得利用・意思疎通に係る施策を総合的に推進することで、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重しながら共生する社会の実現に資することを目的として制定されました。

●児童福祉法等の改正

令和4（2022）年6月、子どもへの包括的支援体制を強化することが目的で児童福祉法が改正されました。（※令和6年4月施行）

以下は、障がい児に関わる改正の概要です。

○子育て世帯に対する包括的な支援のための体制強化及び事業の拡充

⇒児童発達支援センターが地域における障がい児支援の中核的役割を担うことの明確化や、障がい種別にかかわらず障がい児を支援できるよう児童発達支援の類型（福祉型、医療型）の一元化を行う。

○社会的養育経験者・障がい児入所施設の入所児童等に対する自立支援の強化
⇒障がい児入所施設の入所児童等が地域生活等へ移行する際の調整の責任主体（都道府県・政令市）を明確化するとともに、22歳までの入所継続を可能とする。

●障害者総合支援法の改正

令和4（2022）年12月、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（以下「障害者総合支援法」という。）が改正されました（※令和6年4月施行）。

障がい者等の地域生活や就労の支援の強化等により、障がい者等の希望する生活を実現するための改正で、ポイントは下記のとおりです。

- ・障がい者等の地域生活の支援体制の充実
- ・障がい者の多様な就労ニーズに対する支援及び障がい者雇用の質の向上の推進
- ・精神障がい者の希望やニーズに応じた支援体制の整備
- ・難病患者及び小児慢性特定疾病児童等に対する適切な医療の充実及び療養生活支援の強化
- ・障がい福祉サービス等、指定難病及び小児慢性特定疾病についてのデータベースに関する規定の整備等の措置を講ずる

（2）障害者基本計画（第5次）

障害者基本法の第11条に基づき策定される政府が講ずる障がい者施策の最も基本的な計画として、障害者基本計画（第4次）の計画期間満了に伴い、令和5（2023）年3月に閣議決定されました。

●本基本計画を通じて実現を目指すべき社会

本基本計画は、次に掲げる社会の実現にも寄与することが期待されている。

- ・「一人ひとりの命の重さは障害の有無によって少しも変わることはない」という当たり前の価値観を国民全体で共有できる共生社会
- ・「誰一人取り残さない」というSDGs（持続可能な開発目標：Sustainable Development Goals）の理念とも軌を一にした、障害の有無にかかわらず国民誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合う社会
- ・デジタルの活用により、国民一人ひとりの特性やニーズ、希望に即したサービスを選ぶことができ、障害の有無にかかわらず多様な幸せが実現できる社会
- ・障害者施策が国民の安全・安心や社会経済の進歩につながるしなやかで豊かな社会

●各分野における障害者施策の基本的な方向別のポイント

Ⅲ 各分野における障害者施策の基本的な方向	第5次計画で追加された項目や主な項目、主な視点
1. 差別の解消、権利擁護の推進及び虐待の防止	<ul style="list-style-type: none"> ○虐待の早期発見や防止に向けた取組 ○強度行動障がい等を有する者の支援に関する研修の実施の支援体制整備 ○どの相談窓口等でも対応されないという事案が生じないように取り組む
2. 安全・安心な生活環境の整備	○ソフト面（接遇ガイドライン等の普及・啓発等）、ハード面からのバリアフリー化
3. 情報アクセシビリティの向上及び意思疎通支援の充実	<ul style="list-style-type: none"> ○情報アクセシビリティの向上に向けた、ICT機器の利活用の推進や支援 ○手話通訳者や点訳者等の育成、確保、派遣
4. 防災、防犯等の推進	○福祉・防災の関係者が連携した個別避難計画等の策定
5. 行政等における配慮の充実	○心身の障がい等により制限を付している法令の規定（相対的欠格条項）の見直し
6. 保健・医療の推進	○切れ目のない退院後の精神障がい者への支援
7. 自立した生活の支援・意思決定支援の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○ヤングケアラーを含む家族支援、サービス提供体制の確保 ○医療的ケア児支援センターが各種支援や研修の実施等を推進 ○障がい児においても、こどもの意思決定支援等に配慮した必要な支援を推進
8. 教育の振興	<ul style="list-style-type: none"> ○学校教育における障がいのある幼児児童生徒及び学生に対する支援を推進 ○公立小・中学校施設における、令和7年度末までの5年間の緊急かつ集中的なバリアフリー化の整備
9. 雇用・就業、経済的自立の支援	○地域の関係機関が連携した雇用前・後の一貫した支援、就業・生活両面の一体的支援
10. 文化芸術活動・スポーツ等の振興	<ul style="list-style-type: none"> ○障がい者の地域における文化芸術活動の環境づくり、地方公共団体における障がい者による文化芸術活動に関する計画策定の促進 ○障がいの有無に関わらずスポーツを行うことのできる環境づくり
11. 国際社会での協力・連携の推進	○障がい者の文化芸術など日本の多様な魅力を発信

資料：内閣府「第5次障害者基本計画概要」等から作成

(3) 第7期障害福祉計画等に係る国の基本指針

国は、「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」において、市町村及び都道府県は、障害者総合支援法や児童福祉法の基本理念を踏まえつつ、次に掲げる点に配慮して総合的な「障害福祉計画及び障害児福祉計画」を作成することとしています。

【第7期障害福祉計画等に係る国の基本指針の見直しの主な事項】

①入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援

- ・重度障害者等への支援に係る記載の拡充
- ・障害者総合支援法の改正による地域生活支援拠点等の整備の努力義務化等を踏まえた見直し

②精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

- ・精神保健福祉法の改正等を踏まえた更なる体制整備
- ・医療計画との連動性を踏まえた目標値の設定

③福祉施設から一般就労への移行等

- ・一般就労への移行及び定着に係る目標値の設定
- ・一般就労中の就労系障害福祉サービスの一時利用に係る記載の追記

④障害児のサービス提供体制の計画的な構築

- ・児童発達支援センターの機能強化と地域の体制整備
- ・障害児入所施設からの移行調整の取組の推進
- ・医療的ケア児等支援法の施行による医療的ケア児等に対する支援体制の充実
- ・聴覚障害児への早期支援の推進の拡充

⑤発達障害者等支援の一層の充実

- ・ペアレントトレーニング等プログラム実施者養成推進
- ・発達障害者地域支援マネージャーによる困難事例に対する助言等の推進

⑥地域における相談支援体制の充実強化

- ・基幹相談支援センターの設置等の推進
- ・協議会の活性化に向けた成果目標の新設

⑦障害者等に対する虐待の防止

- ・自治体による障害者虐待への組織的な対応の徹底
- ・精神障害者に対する虐待の防止に係る記載の新設

⑧「地域共生社会」の実現に向けた取組

- ・社会福祉法に基づく地域福祉計画等との連携や、市町村による包括的な支援体制の構築の推進に係る記載の新設

⑨障害福祉サービスの質の確保

- ・都道府県による相談支援専門員等への意思決定支援ガイドライン等を活用した研修等の実施を活動指標に追加

⑩障害福祉人材の確保・定着

- ・ICTの導入等による事務負担の軽減等に係る記載の新設
- ・相談支援専門員及びサービス管理責任者等の研修修了者数等を活動指標に追加

⑪よりきめ細かい地域ニーズを踏まえた障害（児）福祉計画の策定

- ・障害福祉DBの活用等による計画策定の推進
- ・市町村内のより細かな地域単位や重度障害者等のニーズ把握の推進

⑫障害者による情報の取得利用・意思疎通の推進

- ・障害特性に配慮した意思疎通支援や支援者の養成等の促進に係る記載の新設

⑬障害者総合支援法に基づく難病患者への支援の明確化

- ・障害福祉計画等の策定時における難病患者、難病相談支援センター等からの意見の尊重
- ・支援ニーズの把握及び特性に配慮した支援体制の整備

⑭その他：地方分権提案に対する対応

- ・計画期間の柔軟化
- ・サービスの見込量以外の活動指標の策定を任意化

出典：厚生労働省「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」改正後 概要

第2章 障がいのある人の現況

2-1 障がい者手帳所持者等の状況

(1) 各種手帳の所持者数

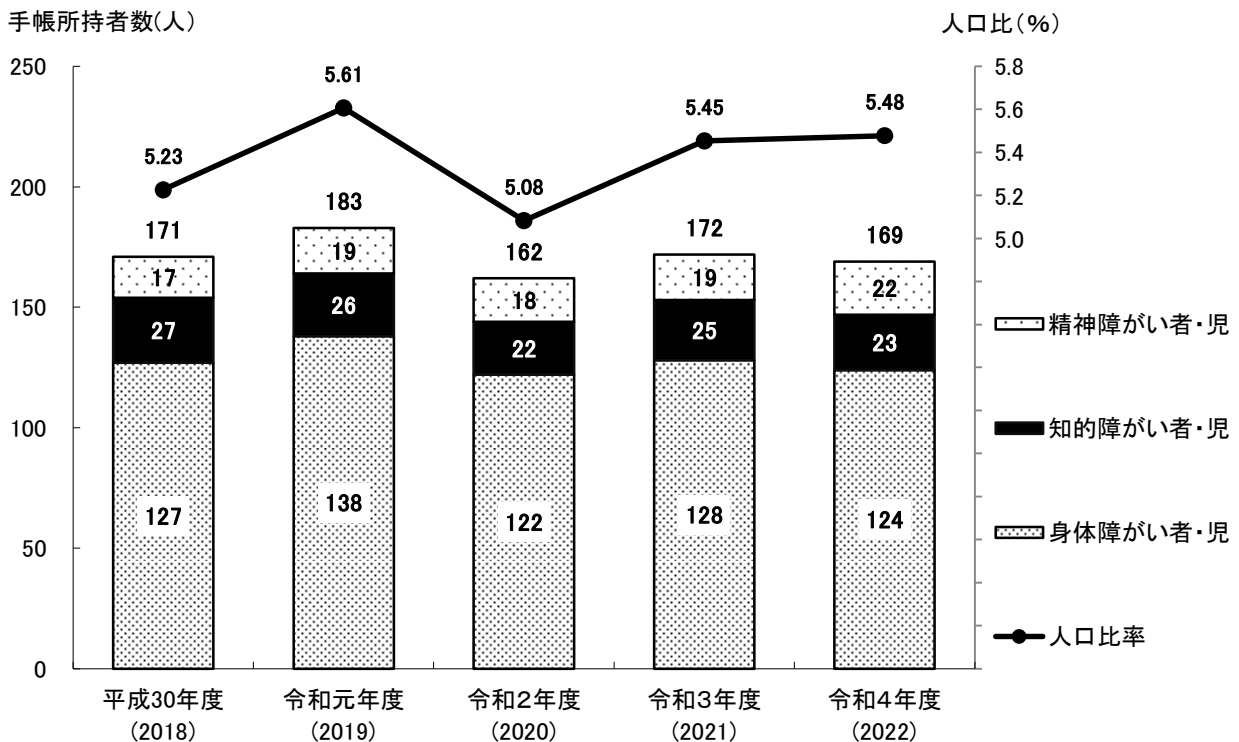
①各種障がい手帳所持者の推移

各種障がい者の手帳所持者数(※)の状況を見ると、年度により増減はみられますが、170人程度で推移し、村の総人口に対する割合は5.5%前後で推移しています。

令和4年度末現在、身体障がい者手帳所持者が124人、療育手帳所持者が23人、精神障がい者保健福祉手帳所持者が22人で、手帳所持者総数は169人、人口比率は5.48%となっています。

※重複障がいにより2種類以上の手帳を所持している場合があり、実人数はこれよりも少なくなります。

■各種手帳所持者の推移(各年度末)



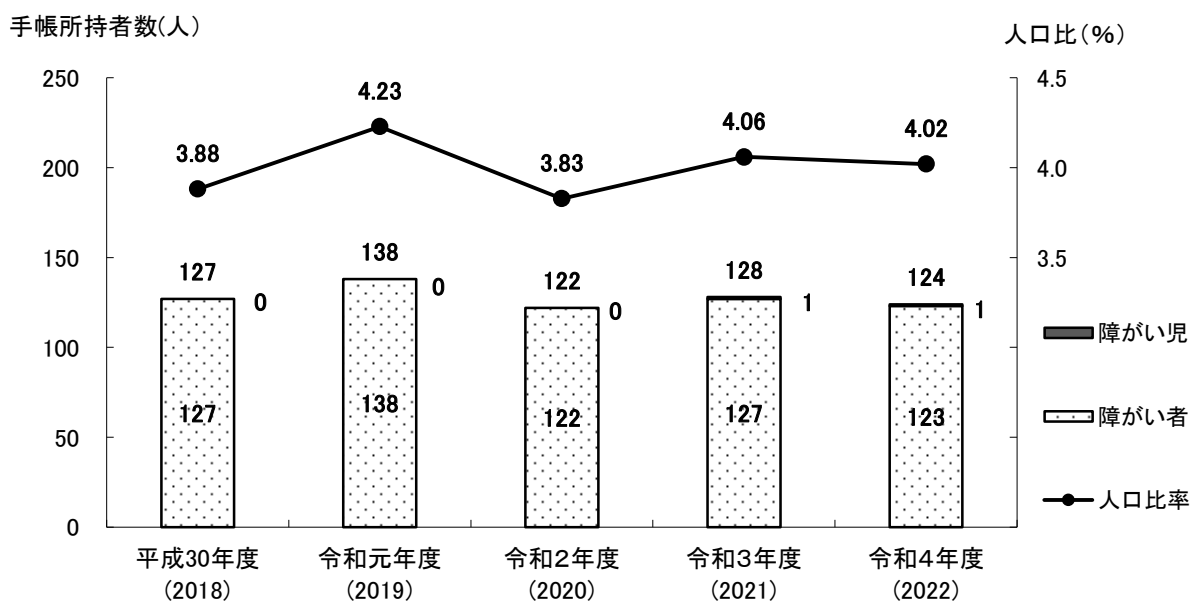
②身体障がいのある人の状況（身体障がい者手帳所持者数）

身体障がい者手帳所持者は、130 人前後で推移しており、令和4年度末現在、124 人、人口比率は 4.02%です。

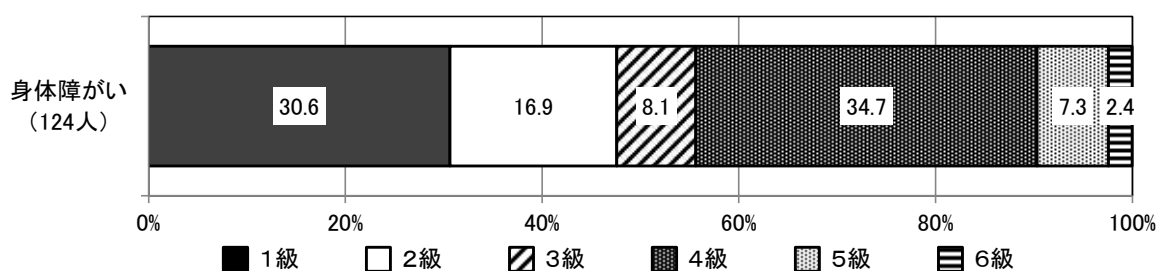
手帳の等級別比率をみると、「4級」が 34.7%と最も多く、次いで「1級」が 30.6%、「2級」が 16.9%となっています。

また、障がい種別の比率をみると、「肢体不自由」が 52.4%と最も多く、次いで「内部障がい」が 31.5%となっています。

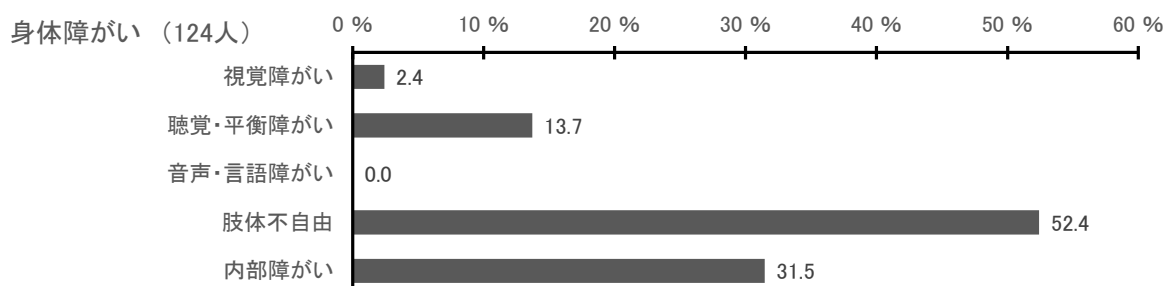
■身体障がい者手帳所持者数の推移(各年度末)



■身体障がい者手帳所持者・等級別比率(令和5年3月末現在)5



■身体障がい者手帳所持者・障がい種別別比率(令和5年3月末現在)

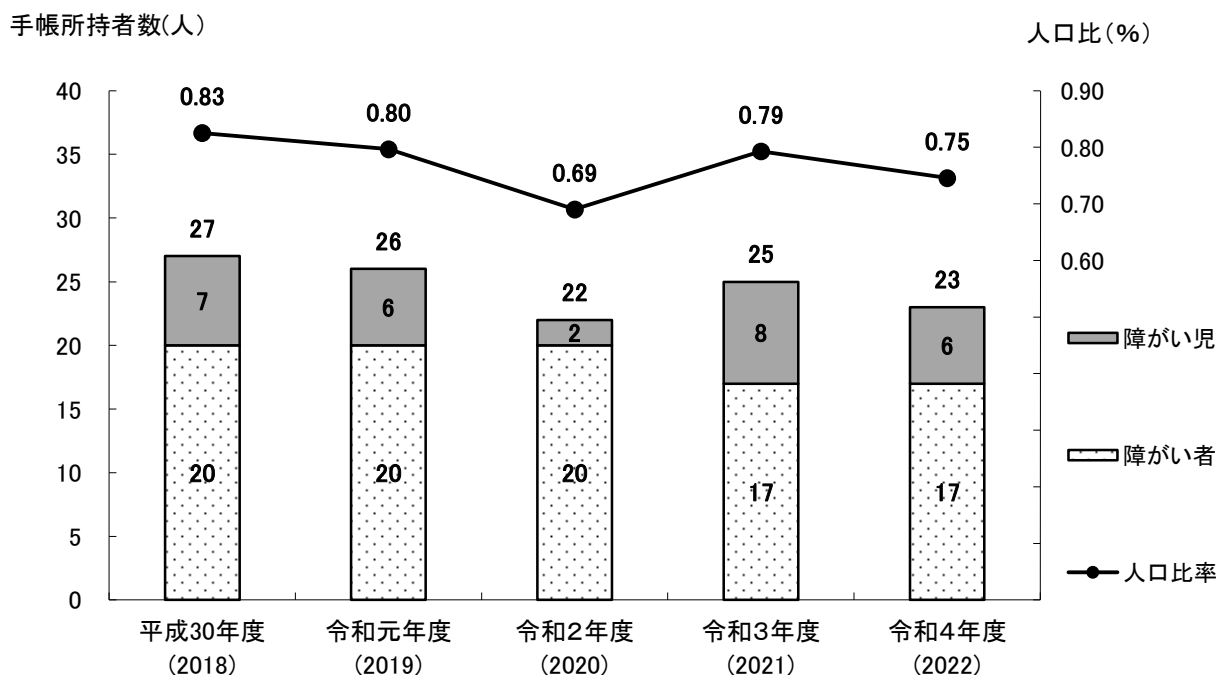


③知的障がいのある人の状況（療育手帳所持者数）

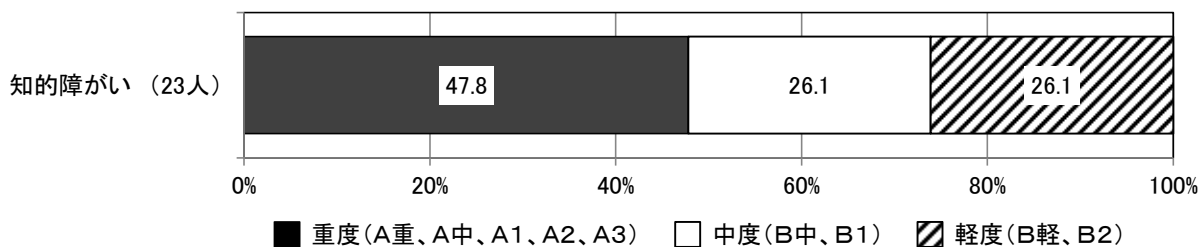
療育手帳所持者数は横ばいで推移しており、令和4年度末現在 23 人、人口比は 0.75%です。

手帳の等級比率をみると、「重度（A重、A中、A1、A2、A3）」が 47.8%と最も高く、次いで「中度（B中、B1）」「軽度（B軽、B2）」が 26.1%となっています。

■療育手帳所持者数の推移(各年度末)



■療育手帳の等級別構成比(令和5年3月末現在)

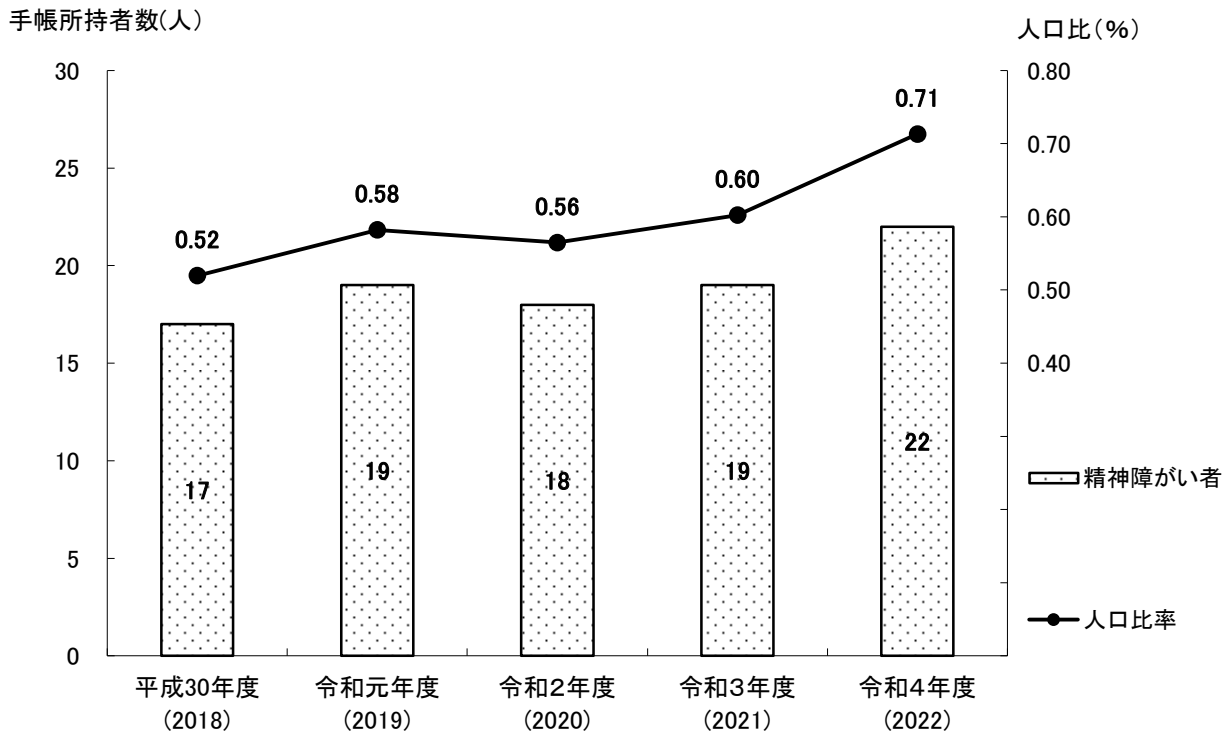


④精神障がいのある人の状況（精神障がい者保健福祉手帳所持者数）

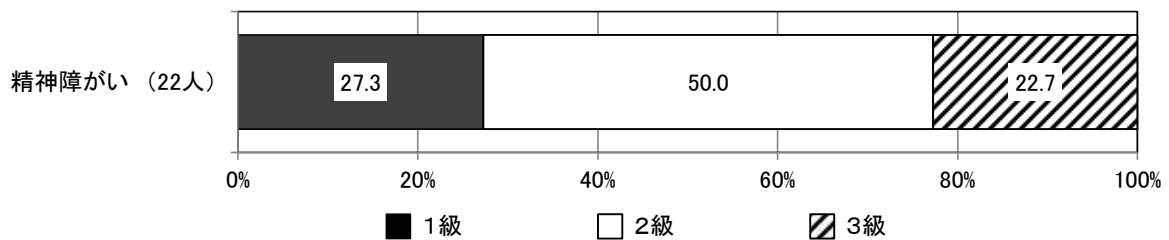
精神障がい者保健福祉手帳の所持者は増加傾向にあり、令和4年度末現在 22 人、人口比は 0.71%です。

手帳の等級比率をみると、「2級」が 50.0%、「1級」が 27.3%、「3級」が 22.7%となっています。

■精神障がい者保健福祉手帳所持者数の推移(各年度末)



■精神障がい者保健福祉手帳等級別割合(令和5年3月末現在)



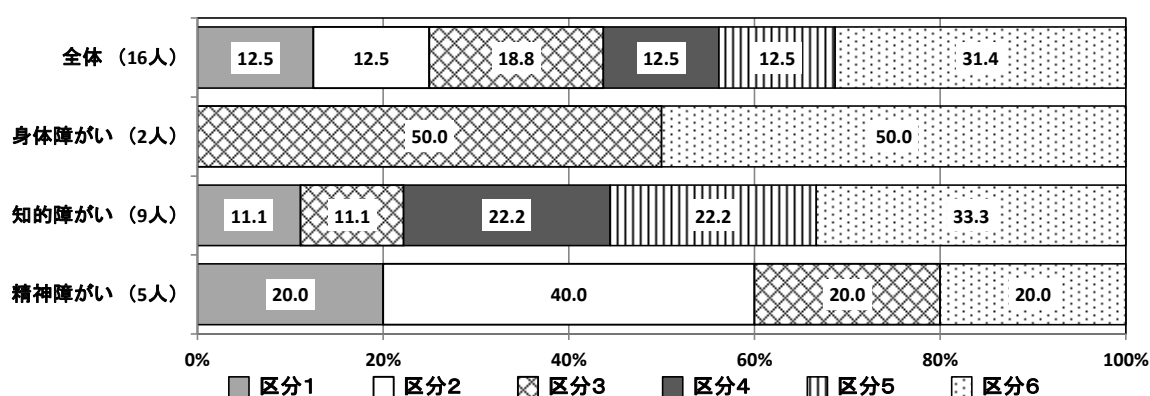
(2) 障がい支援区分の認定状況

①障がい支援区分の認定状況

令和4年度末現在の障がい支援区分の認定の状況をみると、認定を受けている人は16人（身体障がい2人、知的障がい9人、精神障がい5人）で、各種障がい者手帳所持者（令和4年度末170人）の10%弱となっています。区分別にみると、「区分6」（31.4%）が多く、次いで「区分3」（18.8%）が多くなっています。

※支援区分の認定を受けるにあたって各種障がい者手帳の所持は必須ではない。

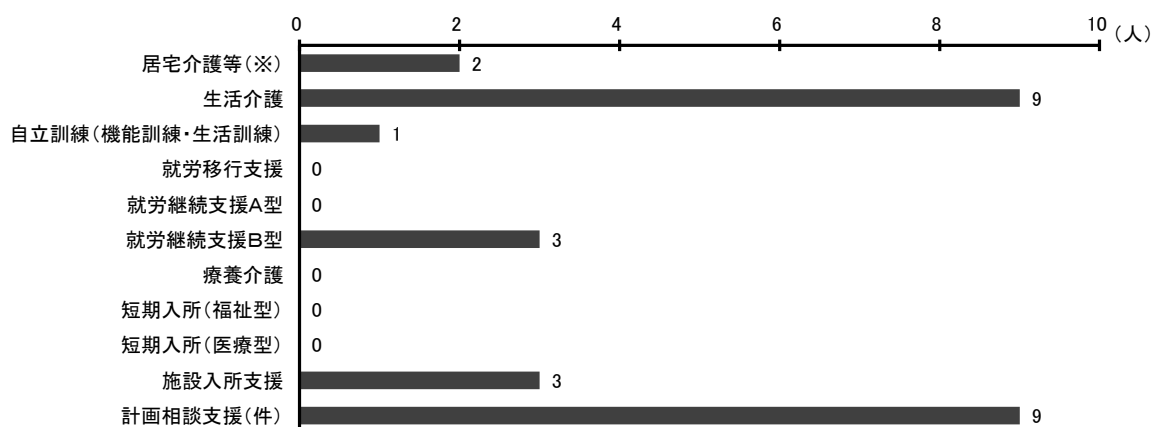
■障がい支援区分の認定の状況（令和4年度末）



②障がい福祉サービスの利用状況

令和4年度の障がい福祉サービス（自立支援給付）の利用状況をみると、「生活介護」「計画相談支援」が9人（件）と多く、次いで「居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護重度障がい者等包括支援」「就労継続支援B型」「施設入所支援」が3件となっています。

■障がい福祉サービスの利用（令和4年度）



※居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護重度障害者等包括支援

2-2 アンケート調査結果

(1) 調査の概要

①配布・回収の状況

- ・調査の対象：各種障がい者手帳を所持している村民
- ・調査時期：令和5年7月
- ・配布・回収方法：郵送配布・郵送回収方式

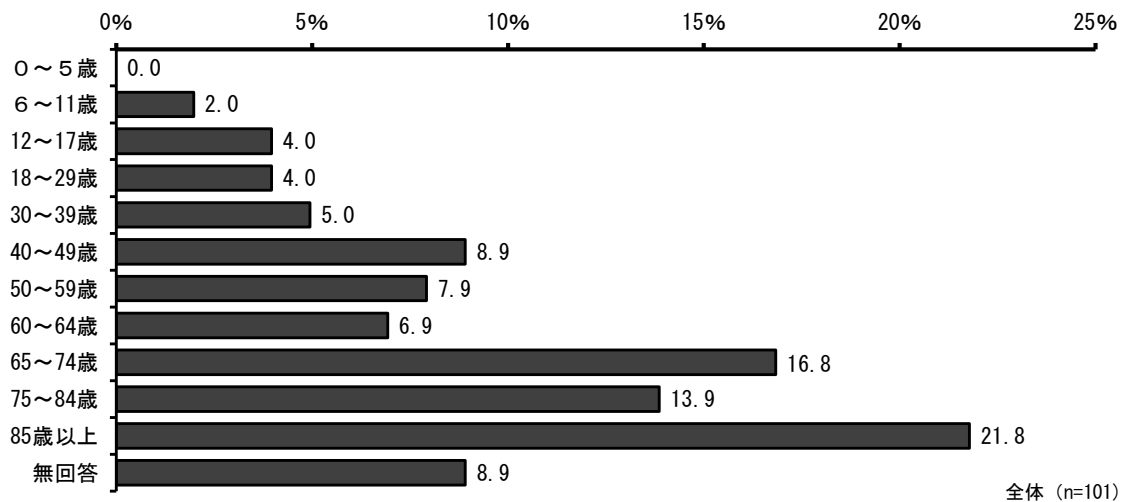
②回収結果

- ・配布数：167票
- ・回収数：101票（60.5%）

(2) 調査結果の概要

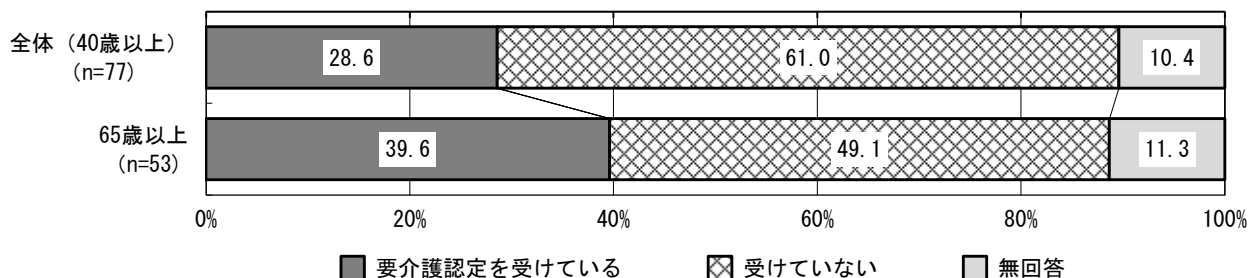
●65歳以上が半数強

- ・「85歳以上」の割合が21.8%と最も高く、次いで「65～74歳」が16.8%、「75～84歳」が13.9%の順で、「65歳以上」が52.5%となっております。



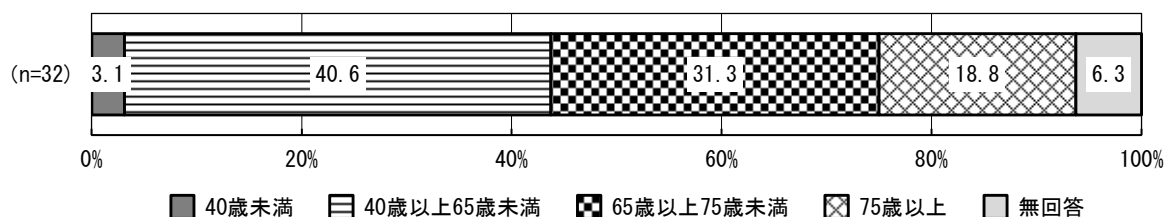
●介護保険の要介護認定を受けている人は 65 歳以上の約 4 割

- ・「要介護認定を受け、介護保険サービスを利用している」の割合は全体（40 歳以上）では 28.6%で、「65 歳以上」では 39.6%です。



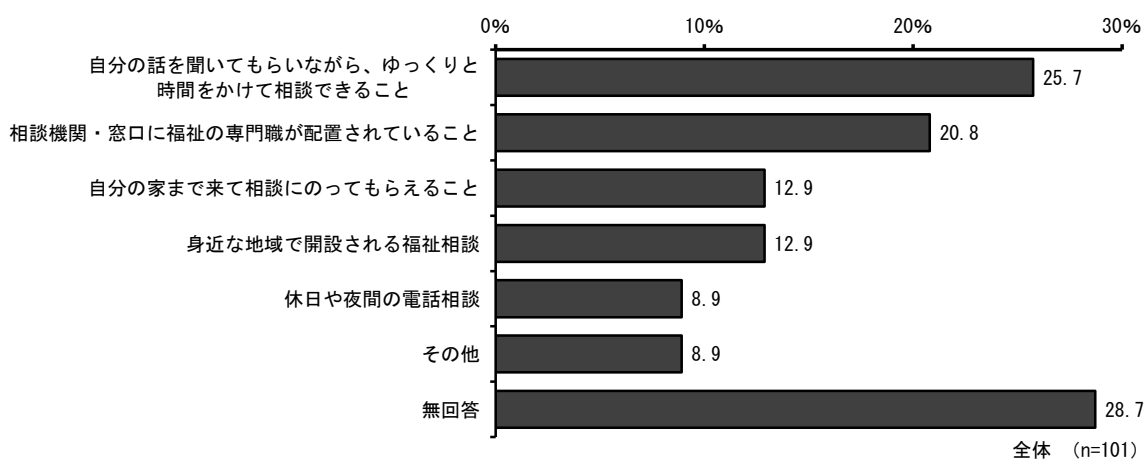
●家族介助者の年齢は「65 歳以上」が 5 割

- ・日常生活で何らかの介助や支援を家族から受けている人について、介助者の年齢をみると、「40 歳以上 65 歳未満」の割合が 40.6%と最も高く、次いで「65 歳以上 75 歳未満」が 31.3%、「75 歳以上」が 18.8%で、「65 歳以上」が 50.1%となっています。



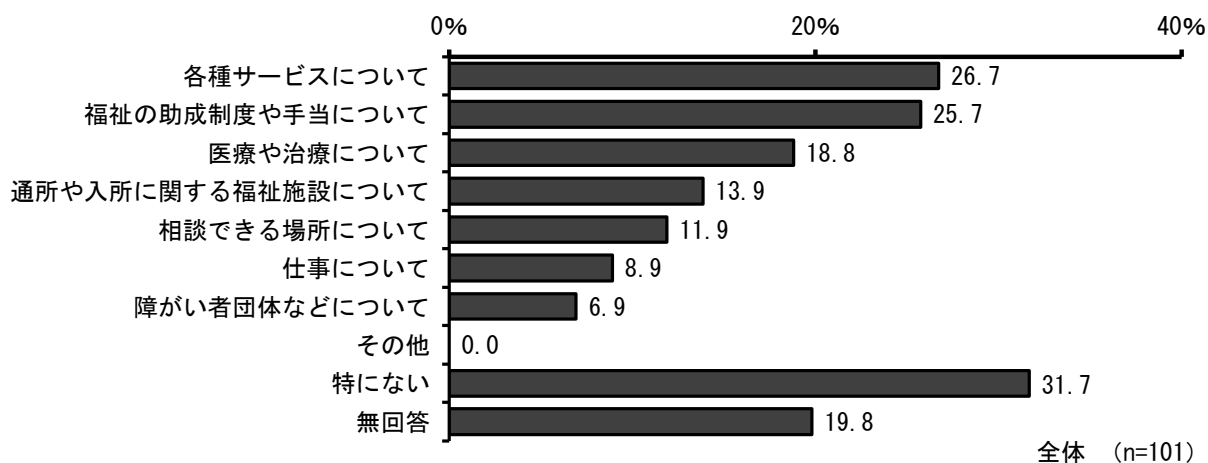
●相談支援体制に「時間をかけての相談」「専門職の配置」が求められている

- ・相談支援体制について希望することは、「自分の話を聞いてもらいながら、ゆっくりと時間をかけて相談できること」の割合が 25.7%と最も高く、次いで「相談機関・窓口福祉の専門職が配置されていること」が 20.8%となっています。



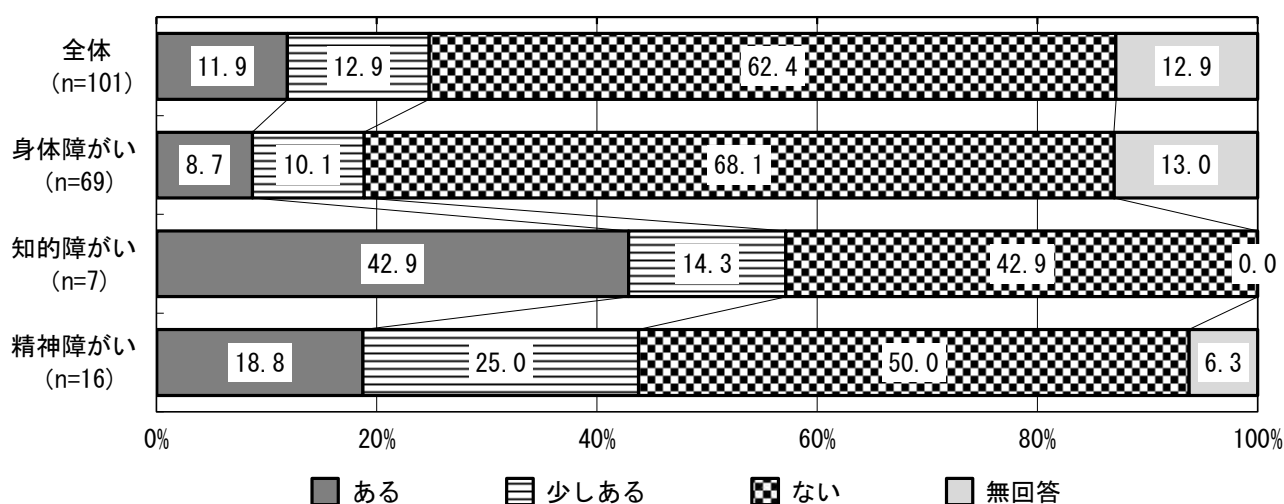
● 4人に1人が「各種サービス」「福祉の助成制度や手当」の情報を求めている

- ・必要な情報は、「各種サービスについて」の割合が26.7%と最も高く、「福祉の助成制度や手当について」が25.7%、「医療や治療について」が18.8%の順です。



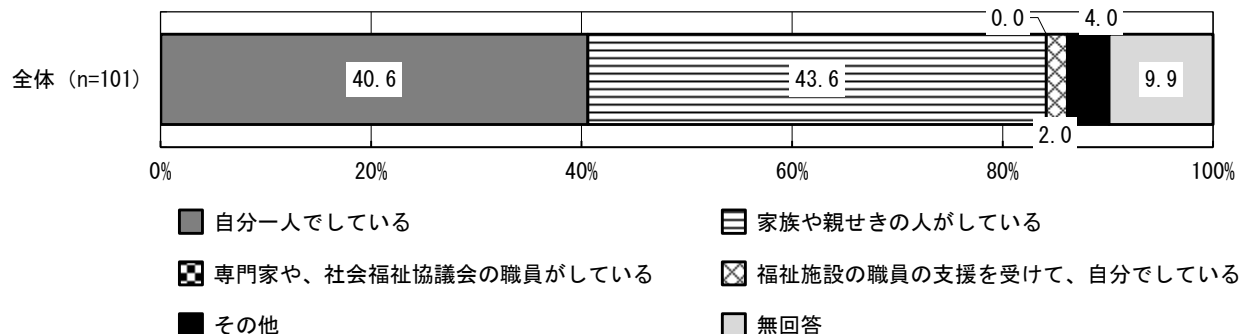
● 差別等を感じたことが「ある・少しある」が4人に1人、知的障がいでは6割弱

- ・障がいがあることで差別を感じたり、嫌な思いをしたりする（した）ことがある割合をみると、「少しある」が12.9%、「ある」が11.9%で、合わせた割合は24.8%となっています。
- ・障がい種別にみると、「身体障がい」が18.8%、「知的障がい」が57.2%、「精神障がい」が43.8%です。



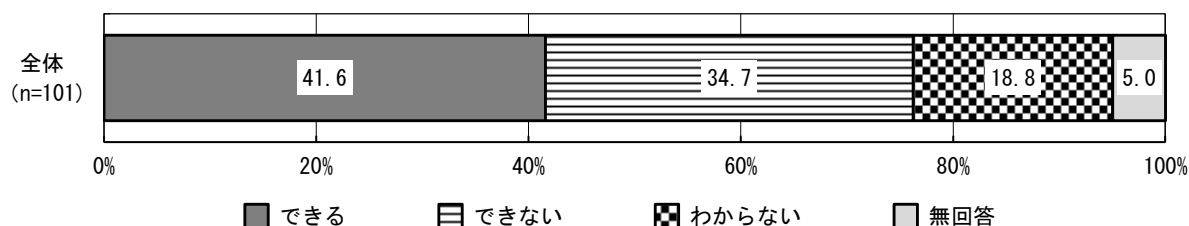
●日常の金銭管理を「家族や親せきがしている」割合が4割強

・日常生活におけるお金の管理をしているのは、「家族や親せきの人がしている」の割合が43.6%と最も高く、次いで「自分一人でしている」が40.6%となっています。



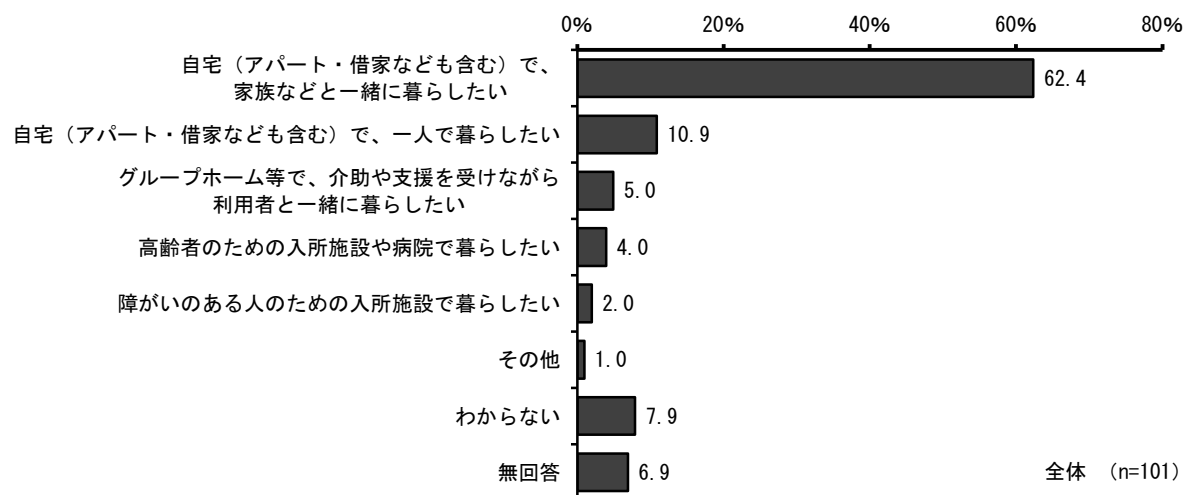
●地震等の災害が起きたとき、一人で避難「できない」が3人に1人

・地震等の災害が起きたとき、一人で避難できるかについては、「できない」が34.7%、「わからない」が18.8%です。



●将来「一人暮らしをしたい」は1割強

・将来（3年以内）の希望（継続を含む）は、「自宅（アパート・借家なども含む）で、家族などと一緒に暮らしたい」の割合が62.4%と最も高く、次いで「自宅（アパート・借家なども含む）で、一人で暮らしたい」が10.9%。「グループホーム等で、介助や支援を受けながら利用者と一緒に暮らしたい」が5.0%の順です。



2-3 関連団体ヒアリング調査

(1) 調査の概要

①対象団体

- ・身障連川場村分会
- ・川場村手をつなぐ親の会
- ・川場村社会福祉協議会
- ・川場小学校
- ・川場中学校
- ・かわば森のこども園
- ・川場村民生委員児童委員協議会
- ・川場村子ども育成会連絡協議会
- ・川場村スポーツクラブ
- ・くりのみ学園施設長

②調査実施時期

- ・令和5年9月

(2) 調査結果の概要

①各団体の支援や交流の対象（障がい種別）

1. 障がい児	4件
2. 身体障がい者	1件
3. 知的障がい	5件
4. 精神障がい者	1件
5. 難病患者	0件
6. その他	1件

②支援や取組の分野

1. 理解の促進・差別解消や地域交流	6件
2. 自立した生活の支援	4件
3. 安心・安全の確保（防災・防犯や交通安全等）	3件
4. 教育、文化芸術活・スポーツ活動等の支援	5件
5. 雇用・就業支援	1件
6. その他	2件

③特に積極的に取り組んでいる分野と課題

< 1. 理解の促進・差別解消や地域交流（2件） >

- ・団体の事務局として、理解の促進と差別解消の推進と周知、地域や他団体との交流事業の推進、会員同士の交流など。
- ・昨年度、車いすバスケの選手を呼び、講演をしていただいたり、車いす体験をしたりして、理解を促した。

< 2. 自立した生活の支援（3件） >

- ・一人ひとりの発達や状況に合わせたよりきめ細やかな支援を行うためには人手が不足している（決められた教職員の配置数よりも少し人が欲しい）
- ・障がいに対する専門的な知識等、質の向上と障がい児が安心して過ごせる環境づくり。
- ・個々の通所利用者様が自立した生活が送れるよう日中活動支援を行っていますが、古い施設であり通所されている利用者様の高齢化や重度化により、活動内容の変更等が出てきています。

< 4. 教育、文化芸術活・スポーツ活動等の支援（1件） >

- ・唯一ボッチャ競技の用具やコートを備えているが、告知不足もあり利用されていない。コロナ禍で大会等の開催が難しかった。

< 6. その他（1件） >

- ・コロナが5類になったのでスポーツを少しやりたい。

④あらたに取り組みたい活動

< 1. 理解の促進・差別解消や地域交流（1件） >

- ・現在は障がい者がいないのですが、今後受け入れとなった場合、その子どもについての理解を他の保護者にもしてもらえような取組

< 2. 自立した生活の支援（1件） >

- ・生活上の困りごとや必要な支援の把握など、この地域で安心して暮らせるよう、見守りや声かけ、聞き取りなどの強化。

< 4. 教育、文化芸術活・スポーツ活動等の支援（1件） >

- ・新型コロナウイルス感染症の関係もあり、ほとんど取り組んでいませんでしたが、余暇活動の充実（写真や手工芸・ボウリング等）を積極的に取り入れる予定です。

< 5. 雇用・就業支援（1件） >

- ・スポーツ施設の受付業務

⑤今後、必要と思われる支援や川場村障がい福祉に関する要望等

- ・今後も高齢化や人口減少が進み、多様な課題が出てくると思います。障がい・高齢・児童等まとめた地域まるごとワンストップ相談等があると利用しやすいと思います。
- ・中学生が関わることができるものがあれば、紹介してください。
- ・小中学校の村の障がい児を受け入れる放課後等デイのような場所があれば、保護者はとても助かると思います。
- ・車いす等の乗り物が村内を連続で通れる歩道。
- ・車いす等で自分で行ける商店。
- ・雇用・就業場所（会社など）の確保（村内）。
- ・6年くらい前より、人数も減り親の高齢により行事も少なくなり、活動も年2回くらいになり現在に至ります。来年には解散することになっています。
- ・障がい者（手帳所持者）の把握→会員増加への取組を強化したい。個人情報保護の上で厳しいのはわかるが、今のままでは会を維持するのが難しい。

2-4 計画の取組状況（障がい福祉サービスの利用状況）

サービス別の計画値に対する実績は下表のとおりです。

訪問系サービス		第6期計画 (上段:計画値、下段:実績値 R5は見込値)			計画比 (令和4年度)
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	
居宅介護 重度訪問介護 同行援護 行動援護重度障害者等包括支援	利用時間(時間)	19	19	19	21.1%
		4	4	4	
	実利用者数(人)	3	3	3	66.7%
		2	2	2	

日中活動系サービス		第6期計画 (上段:計画値、下段:実績値 R5は見込値)			計画比 (令和4年度)
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	
生活介護	利用時間(時間)	158	158	158	10.1%
		20	16	18	
	実利用者数(人)	7	7	7	128.6%
自立訓練 (機能訓練・生活訓練)	利用時間(時間)	7	9	9	—
		0	0	0	
	実利用者数(人)	13	4	0	
就労移行支援	利用日数(日)	0	0	0	—
		20	0	0	
	実利用者数(人)	11	0	0	
就労継続支援A型	延利用日数(人日)	1	1	0	0.0%
		1	0	0	
	実利用者数(人)	5	5	5	
就労継続支援B型	延利用日数(人日)	4	0	0	0.0%
		1	1	1	
	実利用者数(人)	1	0	0	
療養介護	延利用日数(人日)	85	85	85	24.7%
		18	21	16	
	実利用者数(人)	4	4	4	
療養介護	実利用者数(人)	3	3	4	75.0%
		0	0	0	
	実利用者数(人)	0	0	0	—
		0	0	0	

短期入所		第6期計画 (上段:計画値、下段:実績値 R5は見込値)			計画比 (令和4年度)
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	
短期入所(福祉型)	延利用日数(人日)	21	21	21	0.0%
		0	0	7	
	実利用者数(人)	3	3	3	0.0%
短期入所(医療型)	延利用日数(人日)	0	0	1	—
		0	0	0	
	実利用者数(人)	0	0	0	
	実利用者数(人)	0	0	0	—
		0	0	0	

居住系サービス		第6期計画 (上段:計画値、下段:実績値 R5は見込値)			計画比 (令和4年度)
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	
共同生活援助 (グループホーム)	実利用者数(人)	7	7	7	114.3%
		8	8	10	
施設入所支援	実利用者数(人)	5	5	5	60.0%
		3	3	3	

計画相談支援		第6期計画 (上段:計画値、下段:実績値 R5は見込値)			計画比 (令和4年度)
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	
計画相談支援	件数	8	8	8	112.5%
		13	9	10	

地域支援事業		第6期計画 (上段:計画値、下段:実績値 R5は見込値)			計画比 (令和4年度)
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	
意思疎通支援事業					
手話通訳者派遣事業	延利用者数(人)	0	0	0	—
		0	0	0	
要約筆記者派遣事業	延利用者数(人)	0	0	0	—
		0	0	0	
手話通訳者設置事業	実施の有無	実施	実施	実施	—
		有	有	有	
日常生活用具給付等事業					
介護訓練支援用具	件数	0	0	0	—
		1	0	0	
自立生活支援用具	件数	0	0	0	—
		1	1	0	
在宅療養等支援用具	件数	0	0	0	—
		0	1	0	
情報・意思疎通支援用具	件数	0	0	0	—
		0	0	0	
排せつ管理支援用具	件数	10	10	10	120.0%
		9	12	11	
住宅改修費	件数	0	0	0	—
		0	0	0	
移動支援事業	実利用者数(人)	1	1	1	100.0%
		1	1	1	
	利用時間(時間)	40	40	40	62.5%
	13.5	25	34		
地域活動支援センター	実利用者数(人)	0	0	0	—
		0	0	0	

障がい児サービス		第6期計画 (上段:計画値、下段:実績値 R5は見込値)			計画比 (令和4年度)
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	
児童発達支援	延利用日数(人日)	33	33	33	12.1%
		18.5	4	0	
	実利用者数(人)	2	2	2	50.0%
		1	1	0	
放課後等デイサービス	延利用日数(人日)	69	69	69	17.4%
		12	12	6	
	実利用者数(人)	3	3	3	233.3%
		6	7	9	
障害児相談支援	実利用者数(人)	5	5	5	20.0%
		2	1	2	

第3章 障がい福祉施策の基本理念

この計画は、ノーマライゼーション、リハビリテーションの視点を踏まえ、障がいのある人、福祉サービス従事者、ボランティアなど地域における主体、住民、そして行政が力を合わせ、あらゆる施策に障がいへの対応の視点を取り入れ、共に生き、支え合う社会づくりの実現に向けた取組を推進し、障がいのある人の自立と社会活動を促進し、障がいのある人が地域の中で共に生活できる社会の実現を目指します。

こうしたことから、本計画（障がい者計画、障がい福祉計画・障がい児福祉計画）の共通の理念を下記のとおりとします。

【基本理念】

**お互いを尊重し、
自立と参加により、
共に暮らせるむら**

第4章 各計画の推進及び点検・評価

4-1 計画の推進

(1) 計画推進にあたって踏まえる視点

①持続可能な社会づくり（SDGsの視点）

持続可能な開発目標（SDGs）は、「誰一人取り残さない」社会の実現を目指すための令和12（2030）年を期限とする国際目標であり、17のゴール・169のターゲットを設定しています。

我が国においては、持続可能な社会づくりに向け、経済・社会・環境をめぐる広範囲な課題に対する統合的な取組が進められており、本村においても、SDGsの目標を踏まえ、施策を推進していくことが求められています。

(2) 推進基盤・連携強化

各計画を効果的・効率的に推進していくためには、その推進基盤を確立することが必要であるため、次の事項に取り組んでいきます。

①施策相互の連携・ネットワーク化

本計画による施策展開を効果的かつ効率的に推進するため、関連計画や、今後策定される計画との連携を図り、社会経済環境や住民ニーズの変化に対応した適切な事業を展開するとともに、関係機関及び庁内関係各課による連絡調整等を十分に行います。

②国・県、近隣自治体との連携

本計画の内容は、川場村単独で対応できないものも含まれています。国・県の事業や施設を利用することが必要なもの、また、近隣の自治体と協力することにより、より効果的な事業展開を図ることができるものについては、関係機関との連携を図り、きめ細やかなサービスの提供に努めます。

③住民・関係団体、事業者との連携

本計画に基づく施策の円滑な推進のためには、住民、関係団体及び事業者の協力を得ることが不可欠であるため、村は、啓発活動の展開や住民・関係団体、事業者の取組を積極的に支援していきます。

④専門的人材の育成・確保

本計画に掲げられている各種施策を推進していくためには、今後ますます増大・高度化するニーズに対応できるよう、保健福祉サービス等を担当する職員の増強、専門職員の育成・確保、資質の向上に努めます。

⑤財源の確保

本計画を推進するため、財源の確保に努めます。

4-2 自立支援協議会の円滑な運営

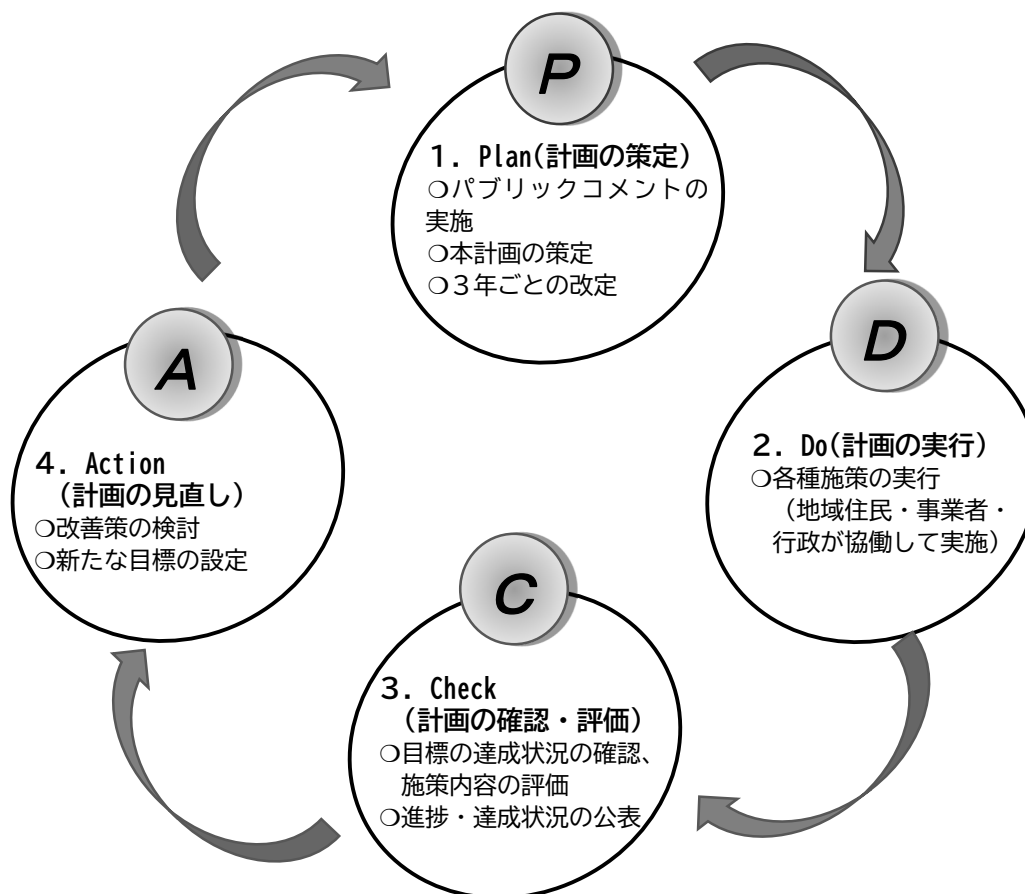
障がい者の生活支援ニーズと実際のサービスを適切に結びつけるには、指定相談支援などを通じた効果的なケアマネジメントの推進が欠かせません。そのためには、村、指定相談支援事業者、サービス事業者、さらに、雇用分野、教育分野などの関係者が支援ネットワークを構築していくことが重要です。

本村では、障がい者自立支援サービスに関するこうした支援ネットワーク構築の中核的役割を果たす機関として利根沼田自立支援協議会を設置し、専門部会（相談支援部会・就労支援部会等）を組織しています。地域で抱えている課題・問題を迅速かつ柔軟に検討及び対応するため、随時、必要なケースの検討や連絡・調整を行っていきます。

4-3 PDCAサイクルによる点検及び評価

障がい福祉計画の点検・評価については、国の基本指針に即して、定期的に分析・評価を行い、課題等がある場合は必要な措置を実施します。

■PDCAサイクルによる計画の進行管理



第1次障がい者計画

【令和6～11年度】

第1章 障がい者計画の基本目標・施策

障がい者計画では、以下の4つの基本目標のもと、7つの基本施策を推進していきます。

基本目標1. 障がいを正しく理解し、差別を解消する

障がいの有無にかかわらず、相互に人格と個性を尊重し、共に支え合う共生社会の実現を目指します。

◎基本施策1：相互理解と交流の促進

基本目標2. 一人ひとりが地域で自立して生活する

障がいのある人が地域で自立した生活を営めるように、利用者本位の考え方に立って、生活支援や地域医療やリハビリテーションの充実を図ります。

◎基本施策2：相談支援・意思決定支援の充実

◎基本施策3：生活支援の充実

◎基本施策4：保健・地域医療・リハビリテーションの充実

基本目標3. 一人ひとりの可能性を延ばし自分らしく生活する

障がいの多様化に対応した教育の充実や、乳幼児期から学校卒業後、また、就労や社会活動など、ライフステージに合わせた支援を充実します。

◎基本施策5：発達支援・障がい児教育の充実

◎基本施策6：就労・社会参加への支援と促進

基本目標4. 住み慣れたむらで安心して過ごせる

障がい者や高齢者等が安心して暮らしやすい生活環境の整備に努めます。また、障がいのある人に配慮した地域ぐるみの防災、防犯対策を推進します。

◎基本施策7：安心・安全な生活環境づくり

基本施策1 相互理解と交流の促進	
	(1) 障がいのある人に対する理解と差別解消
	(2) 地域交流・支え合いの推進
基本施策2 相談支援・意思決定支援の充実	
	(1) 情報提供・コミュニケーション支援体制の充実
	(2) 相談支援・ケアマネジメント体制の充実
	(3) 権利擁護の推進
基本施策3 生活支援の充実	
	(1) 在宅生活の支援
	(2) 居住系サービスの確保
基本施策4 保健・地域医療・リハビリテーションの充実	
	(1) 障がいの早期発見・対応と予防の推進
	(2) 地域医療・医学的リハビリテーションの充実
基本施策5 発達支援・障がい児教育の充実	
	(1) 就学前保育の充実
	(2) 教育体制の充実・教育環境の整備
	(3) 障がい児サービスの充実
基本施策6 就労・社会参加への支援と促進	
	(1) 雇用・就労の促進
	(2) スポーツ、文化芸術活動の振興
	(3) むらづくり・地域活動への参画促進
基本施策7 安心・安全な生活環境づくり	
	(1) 暮らしやすい住環境の整備
	(2) 人にやさしいむらづくり・移動手段の確保
	(3) 消費者トラブルの防止・防犯対策の推進
	(4) 災害時支援等防災対策の推進
	(5) 感染症対策の推進

第2章 施策の展開

基本施策1 相互理解と交流の促進

【現状と課題】

社会福祉法人やNPO法人、ボランティア団体等が増加するなど、障がい者に対する支援の輪は少しずつ広がっている一方で、アンケート調査結果では、障がいのある人の4人に1人が「差別を感じたことがある」と回答しているなど、障がいに対する住民の理解は進んでいないのが現状です。

障がいのある人が安心して暮らせる地域となるためには、地域の住民が、障がいや障がいのある人について理解することが大切です。それらを実現するためには、障がいや障がいのある人について啓発・広報活動をはじめ、障がいのある人との交流を通じた知る機会の促進などによる、支え合う地域づくりが必要です。

(1) 障がいのある人に対する理解と差別解消

様々な媒体や機会を通じて、障がいを理由とする差別や偏見をなくし、障がいへの理解を促すための啓発・広報を推進していきます。

◆具体的な取組

取組	内容
障がい者への理解促進	○障害者差別解消法をはじめとする障がいに関する情報の周知を、村の広報・ホームページ等を通じて継続的に行います。 ○外見からは障がいがあることがわかりづらい知的障がいや精神障がい、発達障がい、内部障がい、難病等について、ヘルプカード及びストラップ型ヘルプマークの普及・啓発なども含め理解を深めていきます。
差別的取り扱いの禁止や合理的配慮の推進	○障がいのある人に対する不当な差別的取り扱いが行われないよう、合理的配慮の具体例をあげながら、事業者や住民への浸透を目指して広報に努めます。

(2) 地域交流・支え合いの推進

共に生きる地域づくりを進めるため、障がいのある人もない人も共に理解を深め合えるように、地域での様々な交流の機会づくりを促進します。

◆具体的な取組

取組	内容
地域福祉計画の推進	○令和5年度に策定した「川場村地域福祉計画」に基づき、地域交流等の推進を図ります。
交流の機会の充実	○地域活動団体や社会福祉協議会をはじめ、民生委員・児童委員の活動との連携や、障がい者週間等を活用し相互理解を深める行事の開催を検討します。

基本施策2 相談支援・意思決定支援の充実

【現状と課題】

アンケート調査結果によると、相談支援体制について希望することは、「ゆっくりと時間をかけて話を聞いてもらえること」が最も多く、障がいによっては自分の意思を伝えるに苦しかったり、コミュニケーションが困難などの課題を抱えています。また、「相談機関・窓口福祉の専門職が配置」を求める声も多くなっています。

障がい者が身近な場所で、自らの決定に基づき充実した日常生活や社会生活を営んでいくため、年齢や障がい特性に応じて適切な支援が受けられるよう、相談支援機能の充実が必要です。

(1) 情報提供・コミュニケーション支援体制の充実

福祉サービス等の周知とともに、視覚や聴覚、言語障がいや知的障がい、精神障がいの方が地域で自立した生活を送れるよう、意思決定やコミュニケーションの支援の充実を図ります。

◆具体的な取組

取組	内容
情報の提供の充実	○福祉サービス等に関する情報について、県のパンフレットやホームページをはじめ、様々な媒体を活用して情報提供に努めます。

情報アクセシビリティの推進	<p>○視覚障がいのある人や聴覚障がいのある人など、情報の入手やコミュニケーションの困難な人に対する意思疎通の支援や情報アクセシビリティの向上を図ります。</p> <p>○障がいのある人自身の情報入手のスキル向上に向けた支援を行います。</p>
情報・意思疎通支援	<p>○群馬等の協力を得ながら、手話通訳者・要約筆記者の養成、派遣などのコミュニケーション支援事業の充実を図ります</p> <p>○地域生活支援事業の「日常生活用具給付事業」や「コミュニケーション支援事業」などを活用しながら、在宅でのコミュニケーションを支援する情報・意思疎通支援用具の給付を行います。</p>

(2) 相談支援・ケアマネジメント体制の充実

障がいのある人が、身近な地域で悩みや生活課題を相談することができ、障がい者支援制度やサービスの情報を理解し、自らの意志決定に基づき、適切な支援を受けられるように相談体制の充実を図ります。

◆具体的な取組

取組	内容
重層的な相談体制の構築	○障がい者の高齢化や障がいの重度化、発達障がい・高次脳機能障がいなどをはじめとする障がいの多様化、そして親亡き後を見据え、障がい者や家族等が抱える複合的な問題の解決に向け、各部門が一層連携を強化しながら、助言や情報提供、地域包括支援センター等関係機関と連携した重層的な支援体制の構築を進めます。
精神障がい者にも対応した地域包括ケアシステムの構築	○精神障がいのある人に対する地域の理解を深めるとともに、精神障がいのある人やその家族への支援として、相談体制の充実と関係各課との連携を図ります。
手帳を持たない「障がい」のある人への支援	○発達障がいや高次脳機能障がいのある人、難病患者等が適切な福祉サービスや支援が受けられるように、生活の中での困りごとについて相談に応じ、情報提供に努めます。

(3) 権利擁護の推進

関係機関等との連携を強化し、障がい者に対する虐待を未然に防ぐとともに、虐待が発生した場合は、迅速かつ適切な対応ができる体制の構築を図ります。

また、障がいのある人が適切にサービスを利用して自分らしく生活できるように、日常生活自立支援事業や成年後見制度などの普及と活用を促進します。

◆具体的な取組

取組	内容
官民が連携による必要な合理的配慮	○障害者差別解消法の改正に伴い、令和6年4月より民間事業者による合理的配慮の提供が義務化されることを踏まえつつ、障がい理由とする差別の解消に向けて、官民が連携しつつ必要な合理的配慮の実施に努めます。
虐待防止	○虐待に関する情報提供があった場合は、村と関係機関でケース検討を行い、早期対応を図ります。また、必要に応じて自立支援協議会においてもケース検討を行います。
意思決定支援	○知的障がいのある人又は精神障がいのある人（発達障がいのある人を含む）が、障がい福祉サービスの利用等、意思決定の際に不利益を受けないように、本人の自己決定を尊重し、意思決定の支援に配慮しつつ、必要な相談支援体制の整備に努めます。
成年後見制度利用促進	○令和5年度に策定した「川場村成年後見制度利用促進計画（地域福祉計画に包含）」に基づき、施策の推進を図ります。

基本施策3 生活支援の充実

【現状と課題】

本村においては、障がい福祉サービスを提供できる事業所に限りがあり、利用者が希望するサービス提供が十分にできていないのが現状です。

障がいのある人が、住み慣れた地域で自立した日常生活や社会生活が営めるよう、県や圏域の市町村との連携を図りながら、在宅福祉サービスや日中活動の場、グループホーム等の確保だけでなく、インフォーマルサービスを組み合わせた生活支援の充実が必要です。

（1）在宅生活の支援

障がい者の多様なニーズに応じた障がい福祉サービスを提供し、在宅での生活を継続できるよう、サービス提供事業所や関係機関と連携し、障がい福祉サービスの充実に努めます。

◆具体的な取組

取組	内容
障がい福祉サービス等の充実	○障害者総合支援法に基づき、自立支援給付の訪問系サービス（居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障がい者等包括支援）や補装具費等の円滑な提供を図るとともに、地域生活支援事業における日常生活用具給付などの充実に努めます。
人材育成等によるサービスの質の向上	○質の高いサービスの提供に向けて、第三者評価の受審を促進します。 ○サービスの質の向上を図るため、基幹相談支援センターと連携しながら、関係機関や事業所の職員で意見交換会や勉強会等の機会を提供し人材育成に努めます。
障がい福祉サービスと介護保険制度との連携	○障がいのある人の高齢化に対応するため、障がい福祉サービスの相談支援事業所や相談支援専門員等と、地域包括支援センター、居宅介護支援事業所や介護支援専門員等の連携の強化に取り組みます。
介助・介護をする家族に対する支援	○障がいのある人を介助・介護する家族同士の交流、相談、情報交換の場の提供、各団体への活動支援を行います。 ○短期入所等の利用を促進するなど、レスパイトケアを行います。
経済的な支援	○特別障がい者手当、各種見舞金の支給等、経済的支援の周知と利用の促進を図り、障がいのある人や家族の経済的負担軽減に努めます。

（２）居住系サービスの確保

障がい者が地域で安心して暮らせるよう、親なきあと等を含む障がい者の自立に向けた居住系サービスの充実を図ります。

◆具体的な取組

取組	内容
グループホームの整備	○障がい者の地域移行の進展や親なきあと等を含め、障がい者が地域で自立した生活を送ることができるよう、グループホームの整備を図るとともに、利用ニーズに応じたサービス提供体制を確保します。
施設入所支援	○在宅生活が困難な障がい者に対して、施設入所により、入浴、排せつ、食事の介護等の支援を行います。 ○必要に応じて入所支援を行うとともに、地域移行を推進します。

基本施策4 保健・地域医療・リハビリテーションの充実

【現状と課題】

生活習慣病の増加が問題となっている現代では、壮年期以降の疾病による障がいの発生も多いことから、これらの疾病予防対策が重要になってきています。さらに、高齢化が進む中で、障がいのある人の高齢化や重度化も予想されます。

また、社会生活環境の複雑化に伴うストレスの増大等により、精神的健康を損なう人が増加しており、こころの健康に対する関心が高まっています。

誰もが心身ともに健やかに暮らせるよう健康づくりを推進するとともに、保健・医療サービスを充実していくことが必要です。

(1) 障がいの早期発見・対応と予防の推進

乳幼児に対して、障がいの早期発見に努めるとともに、早期の療育相談や療育指導を充実させ、適切な治療、指導や訓練により障がいの軽減を図ります。また、高齢により障がいが発生するケースが多いことから、生活習慣病対策など、健康づくり事業との連携を図り、予防対策に取り組みます。さらに、うつ病や統合失調症等の精神障がいについても、関係する機関と協力し、早期発見・予防等対策に取り組みます。

◆具体的な取組

取組	内容
母子保健事業の推進	○妊娠期からの健診体制・相談体制を充実し、障がい発生の未然防止を図ります。 ○新生児期から幼児期まで発達段階における継続的な健康診査や家庭訪問、子育て教室等により、障がいの早期発見と療育への連携、相談体制を整備します。
予防事業の展開と連携	○中高年以降における障がいの原因となる脳血管疾患や心疾患、糖尿病などの生活習慣病を予防するため、保健指導や教室等、健康づくりを一層推進していきます。
介護保険事業（予防事業）との連携	○高齢化に伴い、介護保険事業と共通する事業については「高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」において展開し、連携していくことに努めます。
精神保健福祉施策の推進	○うつ病や統合失調症等の精神疾患について、正しい情報の提供・取得を目標に啓発するとともに自立支援医療支給制度を利用し、適切な治療のために医療機関や関係機関との連携を密にしていきます。

こころの健康づくり支援	<ul style="list-style-type: none"> ○精神障がいへの早期対応を図るため、広報紙やホームページを活用し、症状や傾向等の情報周知を図ります。 ○村の保健師による電話や来所相談、県保健福祉事務所の精神保健相談事業の周知等、相談支援体制の充実を図ります。
-------------	--

(2) 地域医療・医学的リハビリテーションの充実

障がいを軽減し、自立した生活を促進するため、医療費の助成や保健サービスの充実に努めるとともに、難病患者、高次脳機能障がい者の個々に対する支援に取り組みます。

入院中の精神障がいのある人の退院、地域移行を推進するため、地域で暮らせる環境の整備に取り組みます。

◆具体的な取組

取組	内容
地域の医療体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> ○疾病や障がいの実態に応じた適切な医療サービスが受けられるよう、かかりつけ医を持つことを促進します。 ○各種医療機関等の情報について、わかりやすい媒体で周知徹底に努めます。
医療サービスの充実	<ul style="list-style-type: none"> ○医療保険や介護保険での訪問看護や訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、訪問診療等、在宅医療サービスの充実を促進します。 ○自立支援医療の給付等、医療費負担についての周知を図るとともに、県保健福祉事務所や医療機関等と連携を図りながら、必要に応じて自立支援医療の利用につなげていきます。
リハビリテーションの促進	<ul style="list-style-type: none"> ○在宅での生活の中で機能訓練や生活訓練が必要な方に対し、相談支援事業所と連携しながら自立訓練の利用を促進します。
精神障がい者の在宅生活等の支援	<ul style="list-style-type: none"> ○精神障がい者の在宅生活を支援し、社会復帰を促進するため、精神保健相談や訪問指導等の取り組みを関係機関と連携しながら推進します。
高次脳機能障がい者の支援充実	<ul style="list-style-type: none"> ○医療機関との連携を強化し、高次脳機能障がい者の早期発見と対応を推進し、支援の充実に努めます。 ○国や県の動向等の情報を収集し、適切な対応を図ります。
難病施策の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○難病患者等が地域で安心して療養できるように、専門医療機関や地域の医療機関、県保健福祉事務所等との連携を図るなど、医療体制の充実に向けた取り組みを進めます。 ○難病患者、小児慢性特定疾患児とその家族が、安心して生活できるように在宅支援体制の整備を促進します。

基本施策5 発達支援・障がい児教育の充実

【現状と課題】

本村では、障がい児として認定された児童は、令和4年度末において7人となっています。手帳等未所持の児童についても障がいを疑われたり、支援が必要と思われる児童が多く見受けられるのが現状です。

障がいのある乳幼児や児童の一人ひとりに対し、障がいの特性や程度に応じて、適切な療育や特別支援教育を推進するなど、環境整備を図ることが重要です。

(1) 就学前保育の充実

保護者に情報提供及び継続的に相談支援を行い、保護者との十分な連携に努めます。障がい児施設等と保育所等との連携強化を図り、地域と一体となって障がいのある子どもの育成を支援していく体制づくりを推進します。

◆具体的な取組

取組	内容
相談・情報提供	○発達に課題や気になることのある乳幼児や障がいのある子どもを持つ保護者の養育に対する不安解消のため、情報提供、相談等の充実を図ります。
障がい児保育などの推進	○障がいのある子どもの保育所等への受け入れを継続し、障がい児保育の充実を図ります。 ○障がいの有無を問わず全ての児童が相互に理解し、協力できるよう児童の成長に合った保育の充実を図ります。 ○保育士や幼稚園教諭等療育に関わる人材の資質向上を図るため、療育や障がい児に関する研修会への参加を推進します。
児童発達支援の利用	○心身の発達に遅れのある幼児には個別計画に基づいた療育の提供が必要であり、必要な児童に対し児童発達支援の充実を図ります。

(2) 障がい児教育の充実

小学校から中学校、中学校から高等学校、高等学校から進学や就職などライフステージの変化の際に成途切れなく支援が行えるよう、各学校や保健、医療、福祉、教育、労働等の関係機関との連携を強化します。

◆具体的な取組

取組	内容
就学相談・指導の充実	○障がいのある児童・生徒が、能力や障がいの種類・程度に応じた教育が受けられるよう、保護者や本人の意向を十分に聞きながら、就学相談・指導の充実を図ります。
特別支援教育の充実	○障がいのある子どもが村内で適切な教育が受けられるよう、一人ひとりの教育的ニーズに応じて補助員を配置し、適切な指導及び必要な支援を行います。 ○家庭と学校の連携を強化し、学習障がい（LD）、注意欠陥多動性障がい（ADHD）、高機能自閉症等の子どもに対応するため、特別支援会議や個々のケース会議等を通じて、学校における支援体制の充実を推進します。
インクルーシブ教育の推進	○障がい児に対する正しい理解が進み認識が深まるよう、障がいのあるなしにかかわらず、全ての子どもが、共に学び、共に生きる「インクルーシブ教育」を推進します。
切れ目のない支援	○障がいのある児が義務教育修了後も一貫した支援を行っていただけるよう関係機関と連携を密にしながらシステムを構築します。

(3) 障がい児サービスの充実

児童福祉法に基づき、障がい児支援の充実を図り、年齢や発達段階に応じた適切な支援を身近な地域で受けられるようにします。

◆具体的な取組

取組	内容
サービスの利用促進	○未就学児に対する児童発達支援や放課後や長期休暇等における支援のための放課後等デイサービス、短期入所、日中一時支援事業等の利用の促進を図ります。
利根沼田自立支援協議会との連携	○圏域で設置している利根沼田自立支援協議会において、地域の課題を把握し、情報を共有することで地域のサービス基盤の整備を促進します。

基本施策6 就労・社会参加への支援と促進

【現状と課題】

アンケート調査結果では、仕事をしていない人のうち1割強が「仕事をしたい」と回答しています。さらに、「仕事をしたいができない」の4割弱を合わせると、半数の人が仕事をしたいと思っています。

障がい者の就労には、職場の人に障がいへの理解があることや、就労時間や就労内容に関し、障がい特性に応じた就労形態や配慮、就労後の職場定着に関しては、障がい者が働き続けるための環境づくりが必要です。また、障がい者の法定雇用率の高まりを受け、企業等の障がい者雇用の体制整備が求められています。

障がいのある人もない人も、地域で自分らしく暮らしていくためには、地域社会に積極的に関わっていくことが必要です。

(1) 雇用・就労の促進

障がいのある人が仕事に就き、自立した生活を送ることができるよう、ハローワーク等関係機関との連携を強化し、雇用・就労を支援します。

◆具体的な取組

取組	内容
障がい福祉サービスによる就労支援	○就労移行支援、就労継続支援、就労定着支援等の障がい福祉サービスによる就労支援の充実を促進し、福祉と就労の連続性の確保を図ります。
福祉的就労の促進	○特別支援学校や障害者就業・生活支援センターと連携し、卒業後の進路決定の支援を行います。また、働く意志がありながら一般就労が困難な障がいのある人が、身近な就労継続支援事業所に通所できるよう、利用を促進します。
障害者優先調達推進法に基づく取組	○障がいのある人の経済面の自立を促進するため、障がい者就労施設からの受注拡大を図るなど、本村における優先受注の促進に努めます。
関係機関との連携	○障害者就業・生活支援センターとの連携を密にし、障がい者の雇用促進を目指します。また、利根沼田自立支援協議会内の就労支援ワーキングを活用し、関係機関との連携を図り、求職・職場定着・生活相談により職業生活の自立を支援します。

事業所等への普及啓発の推進	○公共職業安定所（ハローワーク）等の関係機関と連携し、「障害者雇用支援月間（毎年9月）」を中心に、障がい者雇用に関わる制度・施策の周知徹底を図るとともに、各種雇用促進制度を活用して、事業者へ雇用や就労移行支援への協力を要請していきます。
---------------	--

(2) スポーツ、文化芸術活動の振興

障がい者のスポーツ・レクリエーション活動への参加を促進し、体力の向上を図る機会の提供に取り組むとともに、生きがいづくりを促進します。

◆具体的な取組

取組	内容
障がい者スポーツの振興	○障がい者団体や関係機関と連携し、障がいがあってもスポーツを楽しみ、健康に過ごせるよう活動の充実に努めます。 ○障がい者スポーツのPRを行うなど、障がい者スポーツの普及に努めます。
文化・レクリエーション活動への支援	○障がいのある人も参加できるサークル活動の情報提供に努めます。 ○障がい理解や福祉に対する関心を深めるために、障がいのある人の地域活動やイベント等への参加を支援します。 ○障がいのあるなしにかかわらず、趣味や自己表現、仲間との交流などを通じて生活を充実させることができるよう、生涯学習・文化芸術活動を支援します。

(3) むらづくり・地域活動への参画促進

障がいのある人の村づくりや村政への参画を進めるとともに、各種地域団体との連携を深め、地域活動等への参加の促進を図ります。

◆具体的な取組

取組	内容
まちづくりに関する意見の反映	○広報やホームページ等でまちづくりに関する情報提供を行うとともに、障がい者施策等の検討に際して、障がいのある人へのアンケート調査の実施など、当事者の意見を反映できる様々な機会をつくれます。
地域貢献活動の促進	○障がい者自身が他の障がい者を支援したり、障がい児の保護者が他の保護者を支援するような「ピアサポート」活動など、障がい者やその家族が経験や能力をいかして行う地域貢献活動を促進します。

基本施策7 安心・安全な生活環境づくり

【現状と課題】

アンケート調査結果によると、外出の際に困ることは「公共交通機関が利用しにくい（バス路線・便数等）」「道路や建物、列車やバスに階段や段差が多い」が1割強となっています。

公共施設に関するバリアフリー化は徐々に進められていますが、不十分な現状です。また、本村の地形や地域の特性など、目的地まで徒歩や公共交通での移動が困難であり、移動手段についても家族等が送迎を実施しているのが現状です。

障がいのある人が安心・安全に暮らすことができるよう、バリアフリー化の推進や路線バス以外の移動手段を確保するとともに、防犯・防災体制の充実を含め、生活環境づくりが求められています。

(1) 暮らしやすい住環境の整備

障がい者が地域で安心して生活を送ることができるよう、障がいに対応した住宅改修・改造を支援するとともに、グループホーム等の確保に努めます。

◆具体的な取組

取組	内容
グループホーム等の充実	○障がいのある人が地域で安心して生活できるよう、グループホーム等、住まいの場の確保のため、地域資源や既存施設の活用等を検討します。 ○グループホーム等の整備が促進されるよう、社会福祉法人等に対して必要な情報を積極的に提供します。
住宅改修・住宅改造への助成事業の利用促進	○在宅で重度の障がいのある人に対する住宅改修・住宅改造への助成事業の利用促進を図ります。

(2) 人にやさしいむらづくり・移動手段の確保

多くの人が利用する建築物、道路、公園等の公共施設が、障がいの有無にかかわらず、全ての住民にとって利用しやすいものとなるよう、バリアフリー化、ユニバーサルデザインの考え方に立って整備を進めるとともに、外出支援の充実等により、誰もが外出しやすい環境を整えます。

◆具体的な取組

取組	内容
移動支援	○関係機関と連携して推進していきます。
公共施設のバリアフリー化の推進	・村内の公共施設は、全ての住民にとって利用しやすい環境を整えるため、施設の改修等に合わせてバリアフリー化等の整備に努めます。
バリアフリー等に関する普及・啓発	○身体障がい者補助犬の普及：公共施設や公共交通機関、不特定多数が利用する民間施設において、補助犬を同伴しての利用が円滑に進むよう、法律の周知等に努めます。 ○一部住宅改修の費用の助成制度等の周知を図ります。

(3) 消費者トラブルの防止・防犯対策の推進

防犯については、地域での理解や協力を得ながら防犯活動の充実を促すとともに、未然に防ぐことができるよう防犯知識の周知や情報提供を行っていきます。

◆具体的な取組

取組	内容
防犯・消費者被害等に関する意識啓発	○障がいのある人や高齢者等を狙った悪徳商法や振り込め詐欺等の消費者被害を防止するため、情報提供及び消費者相談・消費者教育を推進します。

(4) 災害時支援等防災対策の推進

「川場村地域防災計画」に基づき、民生委員・児童委員などと連携して、要支援者の安否確認や情報を伝達するとともに、災害時の助け合い活動に取り組みます。

◆具体的な取組

取組	内容
災害時要援護者台帳の整備	○障がい者がいる世帯や高齢者のみの世帯などを把握し、支援対策を構築します。 ○要援護者の把握にあたって、民生委員・児童委員の協力を求めるとともに、身近な地域で支援者の確保に努めます。
地域における日頃からの訓練等の充実	○避難支援希望者に対する支援を円滑に行うため、日頃からの地域の声かけ運動や、災害を想定した訓練等を実施します。 ○福祉避難所の協定を結んでいる施設と連携し、避難所開設訓練などの訓練を実施し、災害時に備えます。

(5) 感染症対策の推進

感染症の予防や拡大防止等に関する啓発や情報提供、感染拡大時の相談体制や検査体制の確保及び医療機関との連携を図ります。

◆具体的な取組

取組	内容
感染症に関する情報提供・生活支援	○高齢者や障がい者が不安を抱かないように、わかりやすく、適切な情報提供を行うとともに、必要な生活支援を行います。 ○障がい福祉サービス事業所等と連携し、障がい者の状況を把握するとともに、相談支援体制等の充実を図ります。

第7期障がい福祉計画

【令和6～8年度】

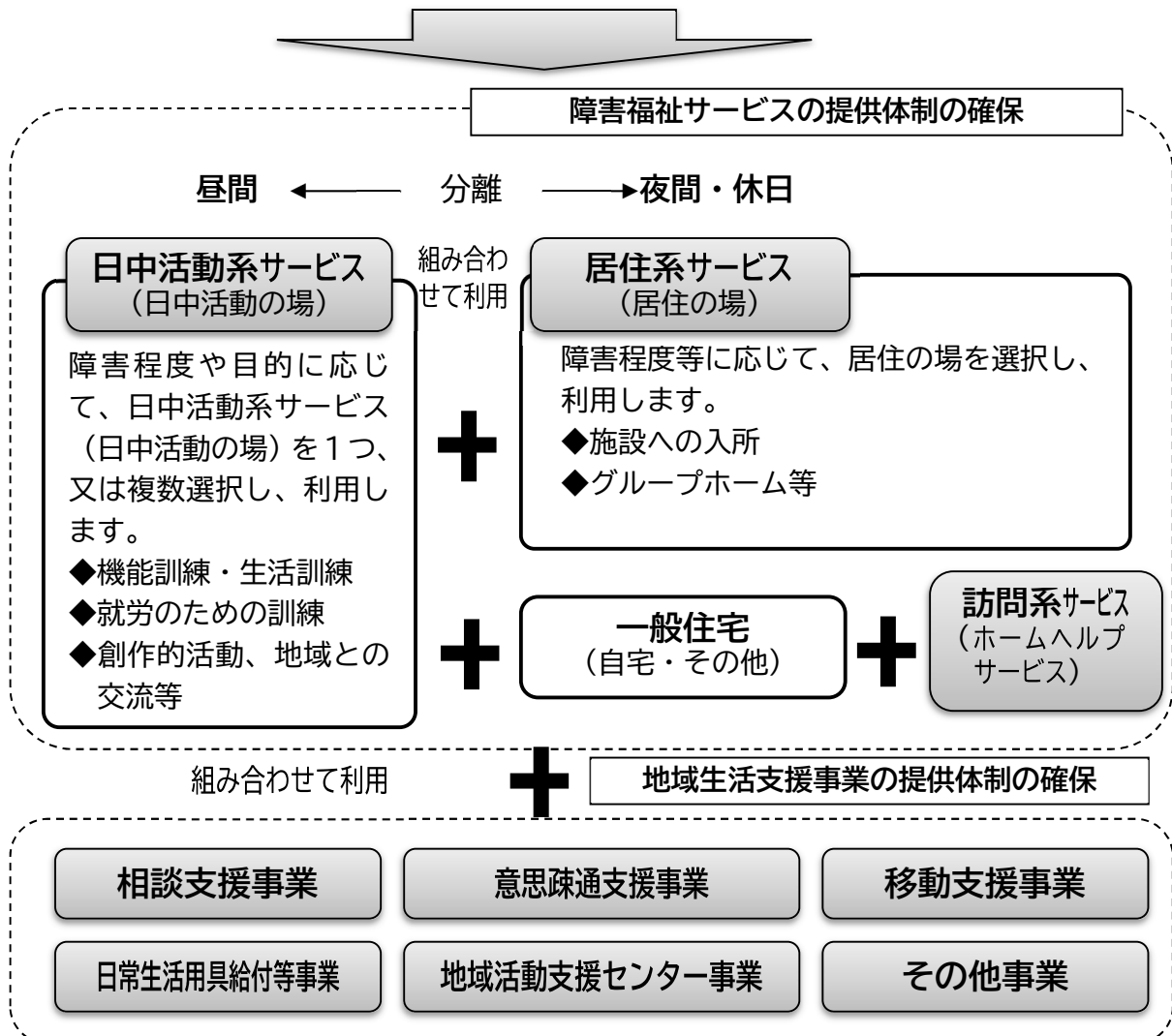
第1章 障がい福祉計画の基本方針

1-1 基本的な考え方

本計画は、国の基本指針の改正内容に即して、障害者総合支援法に基づくサービスの整備目標とその確保のための方策について定めます。

基本的な考え方は、次のとおりとし、計画課題を踏まえて、令和8年度の『成果目標』を設定した上で、需要等に応じた「障がい福祉サービス」と「地域生活支援事業」の提供体制の充実（活動指標の設定）を図り、自立した生活と「地域共生社会」の実現を目指します。

1. 自己決定の尊重と意思決定の支援
2. 必要な訪問系サービスを保障
3. 希望する日中活動系サービスを保障
4. グループホーム等の確保とともに、地域生活支援拠点等を整備
5. 福祉施設から一般就労への移行等を推進



1-2 障がい福祉サービス等の体系

国や都道府県の義務的経費が伴う個別給付としての「自立支援給付」と、地域での生活を支えるために、国や都道府県の財政援助（裁量的経費）のもと、市町村が地域の実情に応じて、実施する「地域生活支援事業」があります。なお、障がい児に対するサービスに関しては「障がい児福祉計画」に記載しています。

自立支援給付	介護給付	訪問系サービス	居宅介護（ホームヘルプ） 重度訪問介護 同行援護 行動援護 重度障がい者等包括支援		
		日中活動系サービス	生活介護 療養介護		
			短期入所（ショートステイ）		
	居住系サービス	施設入所支援			
	訓練等給付	日中活動系サービス	就労選択支援【新設】 自立訓練（機能訓練・生活訓練） 就労移行支援 就労継続支援（A型・B型） 就労定着支援		
			居住系サービス	自立生活援助 共同生活援助（グループホーム） 宿泊型自立訓練	
				地域相談支援給付	地域移行支援 地域定着支援
				計画相談支援給付	計画相談支援 （サービス利用支援、継続サービス利用支援）
	自立支援医療	育成医療、更生医療、精神通院医療			
	補装具	車いす、義手、義足、補聴器など			
地域生活支援事業	必須事業	理解促進研修・啓発事業 自発的活動支援事業 相談支援事業 成年後見制度利用支援事業 成年後見制度法人後見支援事業 意思疎通支援事業 日常生活用具給付等事業 手話奉仕員養成研修事業 移動支援事業 地域活動支援センター			
	任意事業	訪問入浴サービス事業 日中一時支援事業 自動車運転免許取得費及び自動車改造費補助事業 聴覚障害者等ファクシミリ使用料補助事業			

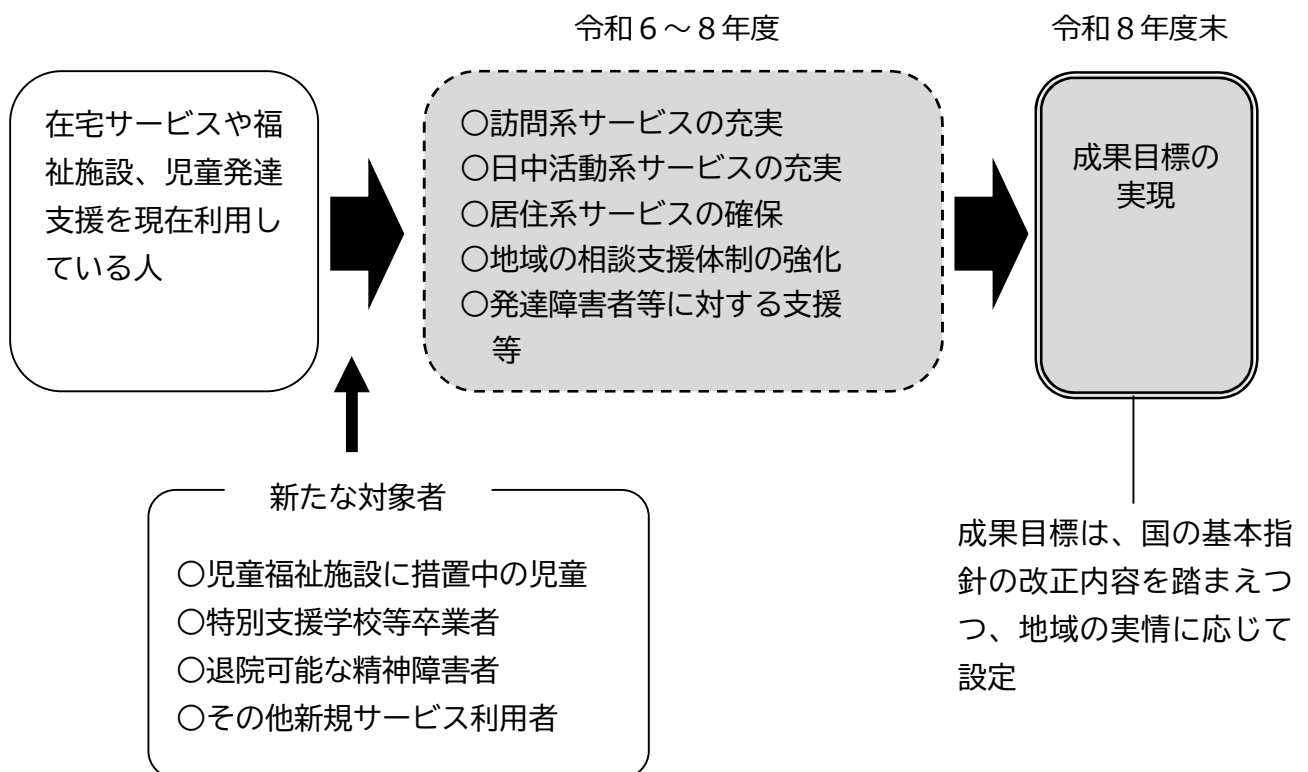
第2章 令和8年度の成果目標

本計画では、国の基本指針の改正内容を踏まえ、地域生活への移行や就労支援を進めるため、令和8年度の成果目標と計画期間の活動指標を設定します。

1. 福祉施設の入所者の地域生活への移行
2. 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築
3. 地域生活支援拠点等が有する機能の充実
4. 福祉施設から一般就労への移行
5. 相談支援体制の充実・強化等
6. 障がい福祉サービス等の質の向上

6つの成果目標の設定にあたっては、実績、本村の実情等に応じて設定します。

■成果目標実現までの流れ



2-1 施設入所者の地域生活への移行

国の基本指針等に基づき、施設入所者の地域生活への移行に関する成果目標を下表のとおり設定します。

【国の基本指針】

○地域移行者数

- ・令和4年度末時点の施設入所者数の6%以上が地域生活へ移行することを基本とする。

○施設入所者数の削減

- ・令和8年度末の施設入所者数を令和4年度末時点の施設入所者数から5%以上削減することを基本とする。

■「施設入所者の地域生活移行」の成果目標

	項目	数値※	内容
実績	施設入所者数 (令和4年度末)	5人	・令和4年度末時点の施設入所者数
目標	地域移行者数 (令和8年度末)	1人 20.0%	・令和4年度末の全施設入所者数のうち、グループホーム等へ移行する人数
	施設入所者数の削減 (令和8年度末)	1人 20.0%	・令和4年度末の全施設入所者数から減少する人数

※下段%：令和4年度末比

2-2 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

本村では、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムを構築するため、障がい保健福祉圏域ごとの保健・医療・福祉関係者による協議の場として、県、市町村、精神科病院の医師、相談支援事業所、障がい福祉サービス事業者等で構成する「利根沼田圏域精神障がいにも対応した地域包括ケアシステム専門部会」を、令和5年に設置しています。

定期に会議を開催しており、今後も円滑なシステム構築のため、県と利根沼田圏域で連携を図っていきます。

2-3 地域生活支援拠点等が有する機能の充実

地域生活支援拠点等は、地域で障がい者や発達支援を必要とする児童とその家族が安心して生活するため、必要な機能（①相談、②体験の機会・場、③緊急時の受け入れ・対応、④専門的人材の確保・養成、⑤地域の体制づくり）の5つの必要な機能を備えた体制です。

【国の基本指針】

- ・令和8年度末までの間、市町村又は圏域に1つ以上の地域生活支援拠点等を整備（複数市町村による共同整備を含む。）するとともに、コーディネーターの配置などによる支援体制及び緊急時の連絡体制の構築を進め、年1回以上運用状況を検証、検討する。
- ・強度行動障がいを有する者に関し、各市町村又は圏域において支援ニーズを把握し、地域の関係機関が連携した支援体制の整備を進める。【新規】

■地域生活支援拠点等の成果目標

項目		令和5年度	目標 令和8年度
地域生活支援拠点 等が有する機能の 充実	地域生活支援拠点等の整備	整備済 (4か所)	整備(継続) (4か所)
	コーディネーターの配置	配置済 (0人)	配置 (1人)
	地域生活支援拠点等の運用状況の 検証・検討の実施	実施 (年0回)	実施 (年1回以上)
強度行動障がいを有する人に対する支援体制【新規】		—	整備

2-4 福祉施設から一般就労への移行等

障がい者の経済的自立と社会参加に向けて、関係機関との連携強化と事業所等への啓発を推進し、雇用の拡大を図るとともに、希望に応じ就労し収入を得て継続して働くことができる環境づくりに努めます。

【国の基本指針】

○一般就労への移行者数

- ・令和3年度の1.28倍以上
- ・就労移行支援事業：令和3年度の1.31倍以上
- ・就労継続支援A型：令和3年度の1.29倍以上
- ・就労継続支援B型：令和3年度の1.28倍以上

○就労移行支援事業所の就労移行率【新規】

- ・一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所を全体の5割以上

○就労定着支援事業利用者数

- ・令和3年度の1.41倍以上

○就労定着支援事業所の就労定着率

- ・就労定着率が7割以上の事業所の割合を2割5分以上

■福祉施設から一般就労への移行等の成果目標

項目	令和3年度	目標※ 令和8年度
一般就労移行者数	1人	1人 (1.0倍)
就労移行支援事業	0人	1人 (-)
就労継続支援A型事業	1人	1人 (1.0倍)
就労継続支援B型事業	0人	1人 (-)
就労移行支援事業所の就労移行率【新規】	-	50%
就労定着支援事業利用者数	0人	1人 (-)
就労定着支援事業所の就労定着率	-	25%

※下段%：令和3年度比

2-5 相談支援体制の充実・強化等

平成24度に圏域で設置した基幹相談支援センターを中心に、相談支援体制の充実・強化等を図ります。

【国の基本指針】

○相談支援体制の充実・強化等

- ・令和8年度末までに、総合的な相談支援、地域の相談支援体制の強化及び関係機関等の連携の緊密化を通じた地域づくりの役割を担う基幹相談支援センターを設置（複数市町村による共同設置を含む。）するとともに、基幹相談支援センターが地域の相談支援体制の強化を図る体制を確保することを基本とする。

○協議会における個別事例の検討を通じた地域のサービス基盤の開発・改善

- ・令和8年度末までに、地域づくりに向けた協議会の機能をより実効性のあるものとするため、協議会において個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等を行う取組を行うとともに、これらの取組を行うために必要な協議会の体制を確保することを基本とする。

■相談支援体制の充実・強化等の成果目標

項目	令和5年度	目標 令和8年度
基幹相談支援センターの設置	設置済 (圏域)	設置（継続）
協議会における個別事例の検討を通じた 地域サービス基盤の開発・改善等	—	体制の確保

2-6 障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

障がい福祉サービス等に係る研修への参加、また、障がい者自立支援支払等システムによる審査結果を活用し、事業者に対する指導を促進するなど、障がい福祉サービス等の質を向上させるための体制構築を目指します。

【国の基本指針】

- ・令和8年度末までに、障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組に関する事項を実施する体制を構築することを基本とする。

■障がい福祉サービスの質を向上させるための取組の成果目標

項目	令和5年度	目標 令和8年度
サービスの質向上のための体制の構築	構築	構築（充実）
障がい福祉サービス等に係る各種研修の活用 （研修への村職員等の参加者見込み数）	実施 （年1人）	実施 （年1人以上）
障がい者自立支援審査支払等システムによる審査 結果の共有回数の見込み数	実施 （年6回）	実施 （年6回以上）

第3章 障がい福祉サービスの見込量

3-1 自立支援給付の概要と見込量

(1) 訪問系サービス

①居宅介護支援〔介護給付〕

障がい者（児）児を対象に、家庭にヘルパーを派遣して入浴、排せつ、食事の身体介護や掃除などの家事援助を行うサービスです。

②重度訪問介護〔介護給付〕

重度の肢体不自由者又は重度の精神障がい者若しくは精神障がいにより行動上著しい困難を有する人で、常時介護を必要とする人を対象に、家庭にヘルパーを派遣して食事や排せつの身体介護、掃除などの家事援助、コミュニケーション支援のほか、外出時における移動介護などを総合的に提供するサービスです。

③同行援護〔介護給付〕

視覚障がいにより、移動に著しい困難を有する障がい者に対し、外出時等に同行し、移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護等の支援を行います。

④行動援護〔介護給付〕

知的障がい・精神障がいにより、行動上著しい困難を有する障がい者等であって、常時介護を要する者につき、行動する際に生じる危険を回避するために、必要な援護、外出における移動中の介護等を行うサービスです。

⑤重度障がい者等包括支援〔介護給付〕

障がい支援区分6に該当し、意思の疎通が困難な重度の障がい者を対象に、複数のサービスを包括的に提供するサービスです。

■実績・見込み（月平均）

		第6期計画の実績			第7期計画（利用見込量）		
		3年度	4年度	5年度 （見込み）	6年度	7年度	8年度
居宅介護 重度訪問介護 同行援護 行動援護 重度障がい者等包 括支援	実利用者数 （人）	2	2	2	2 〔0〕	3 〔0〕	3 〔0〕
	利用時間 （時間）	4	4	4	6	9	10

※実利用人数 下段〔 〕は重度障がい者（内訳）

(2) 日中活動系サービス

①生活介護【介護給付】

常時介護を必要とする障がい者で、障がい支援区分3以上（50歳以上の場合は区分2以上）である方に対し、施設などで入浴、排せつ、食事の介助や創作的活動、生産活動の機会などを提供するサービスです。

■実績・見込み（月平均）

		第6期計画の実績			第7期計画（利用見込量）		
		3年度	4年度	5年度 （見込み）	6年度	7年度	8年度
生活介護	実利用者数 （人）	7	9	9	10 〔6〕	11 〔6〕	12 〔6〕
	利用時間 （時間）	20	16	18	30	35	40

※実利用人数 下段〔 〕は重度障がい者（内訳）

②療養介護【介護給付】

病院などへの長期の入院による医療的ケアに加え、常時介護を必要とする障がい者に対して、主に昼間に病院や施設での機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理のもとでの介護、日常生活上のサービスを提供します。

■実績・見込み（月平均）

		第6期計画の実績			第7期計画（利用見込量）		
		3年度	4年度	5年度 （見込み）	6年度	7年度	8年度
療養介護	実利用者数 （人）	0	0	0	0	1	1

③短期入所〔介護給付〕

介助者の病気などの理由により障がいのある人の介助ができなくなった場合、障がい者（児）児を対象に、夜間を含めて施設に短期間入所し、入浴、排せつ、食事などの介護を行います。

■実績・見込み（月平均）

		第6期計画の実績			第7期計画（利用見込量）		
		3年度	4年度	5年度 （見込み）	6年度	7年度	8年度
短期入所 （福祉型）	実利用者数 （人）	0	0	0	2 〔1〕	2 〔1〕	2 〔1〕
	延利用日数 （日数）	0	0	0	10	10	10
短期入所 （医療型）	実利用者数 （人）	0	0	0	0 〔0〕	0 〔0〕	0 〔0〕
	延利用日数 （日数）	0	0	0	0	0	0

※実利用人数 下段〔 〕は重度障がい者（内訳）

④就労選択支援〔訓練等給付〕【新設】

「就労選択支援」は、利用者が就労先や働き方をより適切に検討・選択できるよう就労アセスメント（就労系サービスの利用意向がある障がい者との協同による、就労ニーズの把握や能力・適性の評価及び就労開始後の配慮事項等の整理）の手法を活用した支援を行います。

■実績・見込み（月平均）

		第6期計画の実績			第7期計画（利用見込量）		
		3年度	4年度	5年度 （見込み）	6年度	7年度	8年度
就労選択支援	実利用者数 （人）	—	—	—	0	1	1

⑤自立訓練（機能訓練・生活訓練）【訓練等給付】

「機能訓練」は、地域で生活できるようにすることを目的に、一定期間（基本は18か月）のプログラムに基づき、身体機能・生活の機能向上のために必要な訓練などを提供します。

「生活訓練」は、地域での生活を送る上で、生活能力の維持・向上を図ることを目的に、一定期間（基本は24か月）のプログラムに基づき、地域での生活を営む上での必要な訓練などを提供するサービスです。

■実績・見込み（月平均）

		第6期計画の実績			第7期計画（利用見込量）		
		3年度	4年度	5年度 （見込み）	6年度	7年度	8年度
機能訓練	実利用者数 （人）	0	0	0	0	0	0
	利用時間 （時間）	0	0	0	0	0	0
生活訓練	実利用者数 （人）	0	0	0	1 〔0〕	1 〔0〕	1 〔0〕
	利用時間 （時間）	0	0	0	25	25	25

⑥就労移行支援【訓練等給付】

一般就労を希望し、実習や職場探しを通じて適性に合った職場への就労などが見込まれる65歳未満の障がいのある人を対象に、一定期間（基本は24か月）のプログラムに基づき、生産活動やその他の活動の機会を通じて、就労に必要な知識や能力の向上のための必要な訓練などを提供します。

■実績・見込み（月平均）

		第6期計画の実績			第7期計画（利用見込量）		
		3年度	4年度	5年度 （見込み）	6年度	7年度	8年度
就労移行支援	実利用者数 （人）	1	0	0	1	1	1
	利用日数 （人日）	11	0	0	20	20	20

⑦就労継続支援〔訓練等給付〕

i) A型（雇成型）

就労移行支援事業を利用したが一般企業への雇用が結びつかなかった方、特別支援学校を卒業後に就職活動をしたが雇用に関わりつかなかった方などを対象に、事業者と雇用関係を結び、就労の機会の提供を受け、生産活動その他の活動の機会を通じ、知識や能力の向上のために必要な訓練などを行います。

ii) B型（非雇成型）

年齢や体力の面から就労が困難な障がい者、就労移行支援事業などを利用したが雇用に関わりつかなかった障がい者を対象に、就労の機会を提供し、生産活動その他の活動の機会を通じて、知識や能力の向上のために必要な訓練などを提供します。

■実績・見込み（月平均）

		第6期計画の実績			第7期計画（利用見込量）		
		3年度	4年度	5年度 (見込み)	6年度	7年度	8年度
A型（雇成型）	実利用者数 (人)	1	0	0	1	2	2
	利用日数 (日数)	4	0	0	15	30	30
B型（非雇成型）	実利用者数 (人)	3	3	4	5	5	5
	利用日数 (日数)	18	21	16	60	60	60

⑧就労定着支援

就労に伴う生活面の課題に対応できるよう、事業所・家族との連絡調整等の支援を一定の期間にわたり行います。

第6期計画期間における利用実績はなく、第7期計画期間においても利用は見込まないものとします。

■実績・見込み（月平均）

		第6期計画の実績			第7期計画（利用見込量）		
		3年度	4年度	5年度 (見込み)	6年度	7年度	8年度
就労定着支援	実利用者数 (人)	0	0	0	0	1	1

(3) 居住系サービス

①施設入所支援〔介護給付〕

施設に入所している人に、入浴や排せつ、食事の介護などの支援を行います。

■実績・見込み（月平均）

		第6期計画の実績			第7期計画（利用見込量）		
		3年度	4年度	5年度 （見込み）	6年度	7年度	8年度
施設入所支援	実利用者数 （人）	3	3	3	3	3	2

②自立生活援助〔訓練等給付〕

障がい者支援施設やグループホーム等から一人暮らしへの移行を希望する知的障がいのある人や精神障がいのある人等について、本人の意思を尊重した地域生活を支援するため、一定の期間にわたり、定期的な巡回訪問や随時の対応により、障がいがある人の理解力、生活力等を補う観点から、適時のタイミングで適切な支援を行います

■実績・見込み（月平均）

		第6期計画の実績			第7期計画（利用見込量）		
		3年度	4年度	5年度 （見込み）	6年度	7年度	8年度
自立生活援助	実利用者数 （人）	0	0	0	1	1	1

③共同生活援助（グループホーム）〔訓練等給付〕

夜間や休日、共同生活を行う住居で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。

■実績・見込み（月平均）

		第6期計画の実績			第7期計画（利用見込量）		
		3年度	4年度	5年度 （見込み）	6年度	7年度	8年度
共同生活援助	実利用者数 （人）	8	8	10	10 〔2〕	10 〔2〕	10 〔2〕

※実利用人数 下段〔 〕は重度障がい者（内訳）

④宿泊型自立訓練〔訓練等給付〕

知的障がい又は精神障がいのある方に対して、居室その他の設備を利用させるとともに、家事等の日常生活能力を向上するための支援、生活等に関する相談・助言などの必要な支援を行います。

■実績・見込み（月平均）

		第6期計画の実績			第7期計画（利用見込量）		
		3年度	4年度	5年度 （見込み）	6年度	7年度	8年度
宿泊型自立訓練	実利用者数 （人）	0	0	0	0	1	1

(4) 相談支援（地域相談支援・計画相談支援）

①計画相談支援（サービス利用計画書の作成）

障がい福祉サービスの利用者を対象に、支給決定を行う際にサービス利用計画を作成するとともに、一定期間後において、サービスの利用状況の検証を行い、計画の見直しを行います。

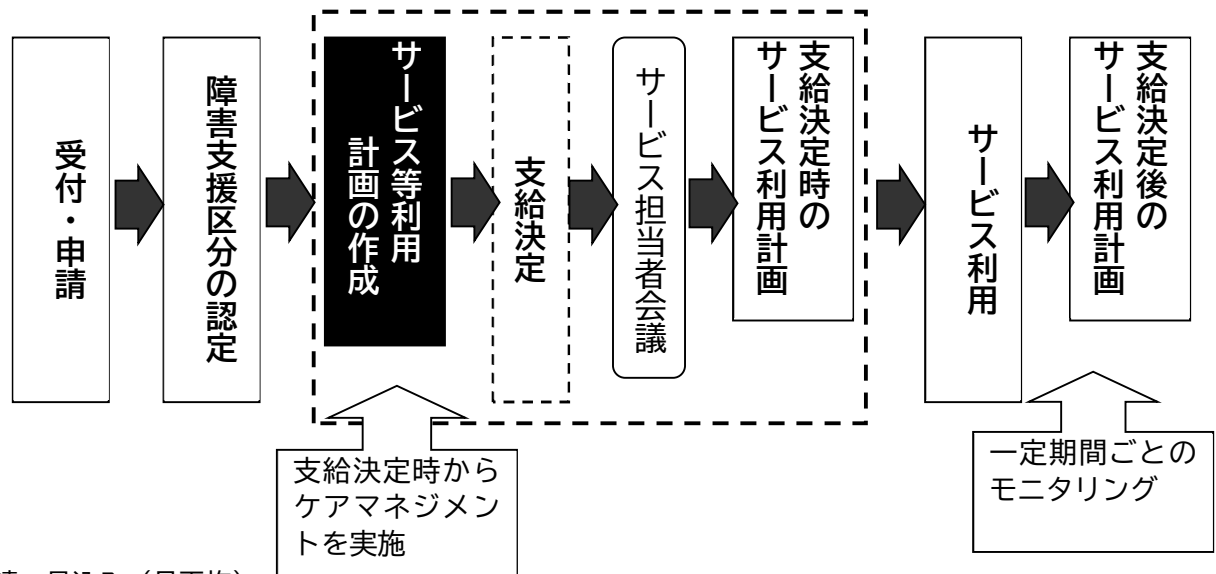
計画作成者は、特定相談支援事業所・障がい児相談支援事業所となります。

②地域移行支援

障がい者施設に入所している障がい者や入院している精神障がい者等を対象に、住居の確保その他の地域生活に移行するための活動に関する相談支援を行う事業です。

③地域定着支援

施設・病院からの退所・退院、家族との同居から一人暮らしに移行した人、地域生活が不安定な人等を対象に、常時の連絡体制を確保し、緊急事態等に対する相談や緊急訪問・対応等を行う事業です。



■実績・見込み（月平均）

		第6期計画の実績			第7期計画（利用見込量）		
		3年度	4年度	5年度 (見込み)	6年度	7年度	8年度
計画相談支援	実利用者数 (人)	13	9	10	12	14	16
地域移行支援	実利用者数 (人)	0	0	0	1	1	1
地域定着支援	実利用者数 (人)	0	0	0	1	1	1

(5) 自立支援医療

原則として医療費の1割が自己負担となります。なお、所得や疾病・障がい等に応じて自己負担上限額が設定されます。

①精神通院医療

精神疾患を有し、通院による精神医療を継続的に受けている方が対象。

指定医療機関等で治療上必要な医療を受けるとき支給されます。

②更生医療

18歳以上で身体障がい者手帳所持者が対象。

障がいの軽減や職業能力の増進を図るために必要な医療を受けるとき支給されます。

③育成医療

身体に障がいのある18歳未満の児童が対象。確実な治療効果が期待できる場合に、その障がいの除去若しくは軽減を図るための医療費を受けるとき支給されます。

(6) 補装具

補装具の購入や修理に要した費用の9割を補装具費として支給します。「補装具は身体機能を補完・代替し、長期間にわたり継続して使用されるもの」と定義されており、具体的には義肢・装具・車いす等が該当します。

3-2 地域生活支援事業の概要と見込量

「地域生活支援事業」は、障害者総合支援法第 77 条において、市町村を実施主体とし法定化された事業です。

地域生活支援事業は、地域の特性や利用者の状況に応じ、柔軟な形態により効率的・効果的に実施する事業として位置付けられています。

未実施の事業については、ニーズを把握しながら、提供体制等を踏まえ、実施を検討します。

(1) 必須事業

①理解促進研修・啓発事業

共生社会の実現を図るため、地域社会の住民に対して障がいのある人等に対する理解を深めるための研修・啓発を行います。

本村においては、当面実施しないものとしますが、必要に応じて、広域での事業を検討していきます。

②自発的活動支援事業

障がいのある人が自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、本人や家族、地域住民等による自発的な取組を支援する事業です。

第5・6期計画期間における利用実績はなく、第7期計画期間においても利用は見込まないものとします。

③相談支援事業

i) 障がい者相談支援事業

障がいのある人やその家族などの保健福祉に対する相談に応じ、障がい福祉サービスなど必要な情報の提供と利用の援助、専門のサービス提供機関の紹介を行うとともに、虐待の防止や早期発見のため関係機関と連絡調整し、障がいのある人の権利擁護のために必要な援助を行います。

■箇所数

		第6期計画の実績			第7期計画（利用見込量）		
		3年度	4年度	5年度 (見込み)	6年度	7年度	8年度
障がい者相談支援事業	箇所数	1	1	1	1	1	1

ii) 基幹相談支援センター・市町村相談支援機能強化事業

困難ケースの対応や、相談支援事業者への指導・助言を行うために社会福祉士、保健師、精神保健福祉士等の専門的職員の配置を行い、相談支援機能の強化を図る事業で、本村では、利根沼田圏域で、共同で基幹型相談支援センターを設置して対応しています。

■箇所数

		第6期計画の実績			第7期計画（利用見込量）		
		3年度	4年度	5年度 (見込み)	6年度	7年度	8年度
障がい者相談支援事業	箇所数	1	1	1	1	1	1
相談支援機能強化事業	実施の有無	実施	実施	実施	実施	実施	実施

iii) 住宅入居等支援事業

賃貸住宅（公営住宅及び民間の賃貸住宅）への入居を希望しながら保証人がいない等の理由で入居が困難な障がいのある人に対して、入居に必要な調整等に係る支援を行う事業です。

本村においては、賃貸住宅が限られていることから、当面実施しないものとします。

④成年後見制度利用支援事業

成年後見制度の利用が有効と認められる知的障がい者・精神障がい者に対して、成年後見制度の利用を促進し、成年後見制度の申立に要する経費（登録手数料、鑑定費用など）及び後見人などの報酬の全部又は一部を助成します。

■実績・見込み（年間）

		第6期計画の実績			第7期計画（利用見込量）		
		3年度	4年度	5年度 (見込み)	6年度	7年度	8年度
成年後見制度 利用支援事業	利用者数 (人/年)	0	0	0	1	1	1

⑤成年後見制度法人後見支援事業

成年後見制度に基づく後見業務を行う法人について、その安定的な組織体制の構築や、外部の専門職による支援体制の構築など、法人による後見活動を支援する事業です。

■実施の有無

		第6期計画の実績			第7期計画（利用見込量）		
		3年度	4年度	5年度 (見込み)	6年度	7年度	8年度
成年後見制度 法人後見支援事業	実施の 有無	未実施	未実施	未実施	実施	実施	実施

⑥意思疎通支援事業

聴覚障がいや言語障がい、音声機能その他の障がいのため、意思の疎通が困難な障がいのある人に対して手話通訳者、要約筆記者の派遣を行い、障がいのある人とその周りの者の意思疎通を円滑なものにします。

群馬県聴覚障害者コミュニケーションプラザに手話通訳者、要約筆記者の派遣を委託しています。

■実績・見込み（年間）

		第6期計画の実績			第7期計画（利用見込量）		
		3年度	4年度	5年度 (見込み)	6年度	7年度	8年度
手話通訳者派遣事業	延利用者数 (人)	0	0	0	0	0	0
要約筆記者派遣事業	延利用者数 (人)	0	0	0	0	0	0
手話通訳者設置事業	実施の有無	実施	実施	実施	実施	実施	実施

⑦日常生活用具給付等事業

重度の障がい者（児）児であって当該用具を必要とする方を対象に、日常生活に必要な用具を給付又は貸与する事業です。

■実績・見込み（年間）

		第6期計画の実績			第7期計画（利用見込量）		
		3年度	4年度	5年度 （見込み）	6年度	7年度	8年度
①介護・訓練支援用具	延件数	1	0	0	1	1	1
②自立生活支援用具	延件数	1	1	0	1	1	1
③在宅療養等支援用具	延件数	0	1	1	1	1	1
④情報・意思疎通支援用具	延件数	0	0	0	1	1	1
⑤排せつ管理支援用具	延件数	9	12	11	12	12	12
⑥住宅改修費	延件数	0	0	0	1	1	1

⑧手話奉仕員養成研修事業

手話奉仕員を養成し、日常会話程度の手話表現技術を身につけてもらうことにより、聴覚障がい者との交流を図り、支援を行う人材を確保する事業です。

本村においては、当面実施しないものとしますが、必要に応じて、広域での事業を検討していきます。

⑨移動支援事業

屋外での移動が困難な障がい者に対して、複数での利用の支援などへの対応を図り、社会生活上に必要な外出及び余暇活動などの社会参加のための外出の際の支援を提供します。

■実績・見込み（月平均）

		第6期計画の実績			第7期計画（利用見込量）		
		3年度	4年度	5年度 （見込み）	6年度	7年度	8年度
移動支援事業	実利用者数 （人）	1	1	1	1	1	1
	利用時間 （時間）	40	40	40	40	40	40

⑩地域活動支援センター

地域活動支援センターにおいて創作活動の場や生産活動の機会の提供を行い、身体障がい者・知的障がい者・精神障がい者が通うことによって、地域生活の支援を促進する事業です。

■実績・見込み（月平均）

		第6期計画の実績			第7期計画（利用見込量）		
		3年度	4年度	5年度 （見込み）	6年度	7年度	8年度
地域活動支援センター	実利用者数 （人）	0	0	0	1	1	1
他市町村の地域活動支援センター利用者	実利用者数 （人）	0	0	0	1	1	1

（2）任意事業（その他の事業）

①地域ホーム事業

住居が必要な障がいのある人に低額料金で居室を利用してもらえるよう、施設に対して補助を行います。

現在、村内に地域ホームは整備されていませんが、他市町村のホームを利用した場合は補助を行います。

②日中一時支援事業（登録介護者事業）（サービスステーション事業）

障がい者（児）の介護を行う保護者が一時的に介護をできない場合、あらかじめ村へ登録を行っている介護者又は、県へ登録を行っている24時間対応型のサービスステーションに介護を委託することで、障がい者（児）の福祉及び介護者の負担軽減を図ります。

介護給付支給決定者以外の者について、日常生活に関する支援や家事に対する必要な支援を行います。

③日中一時支援事業

介助者の就労や一時的な休息のため、一時的に見守りなどの支援が必要な障がい者（児）を対象に、日中における活動の場を確保し、日常的な訓練などの支援を行う事業です。

④自動車運転免許取得費及び自動車改造費補助事業

身体障がい者が自動車運転免許の取得及び自動車を改造する際に要する費用の一部を助成することで、障がいのある人の社会参加を促進する事業です。

⑤医療的ケア支援事業

主治医の指示（意見書）に基づく経管栄養、たんの吸引等、比較的短時間で、かつ、定時の対応により処置が終了する医療的ケアについて、看護師配置のない通所施設又は作業所及び保育園、学校等に訪問看護師を派遣し、その費用を公費負担します。

3-3 障がい福祉サービス等見込量の確保策

(1) 自立支援給付

①訪問系サービス

民間法人等によりサービスの提供が行われています。今後、訪問系サービスの需要の増加が見込まれることから、自立支援協議会等を通して積極的に事業者の参入を促進し、必要なサービス量の確保を図ります。

②日中活動系サービス

日中活動系サービスは、地域生活を営む上での訓練や、居宅で生活している障がいのある人の日中活動の場として重要なサービスとなっています。

就労訓練等は、地域の施設や社会資源をいかし、一般就労への移行のため、障がい者就業・生活支援センター等と連携を図りながら、必要なサービス量の確保を図ります。

③居住系サービス

支援が必要な障がいのある人の住まいの場を提供するサービスとして、日中活動とあわせて必要なサービスとなっています。

入所施設からの移行先としてグループホームの需要が見込まれることから、既存施設等を活用し必要なサービス量の確保を図ります。

(2) 地域生活支援事業

未実施の事業については、ニーズを踏まえ、サービス事業者等と連携を図り、提供体制を整えていきます。

第3期障がい児福祉計画

【令和6～8年度】

第1章 障がい児福祉計画の基本方針

1-1 基本的な考え方

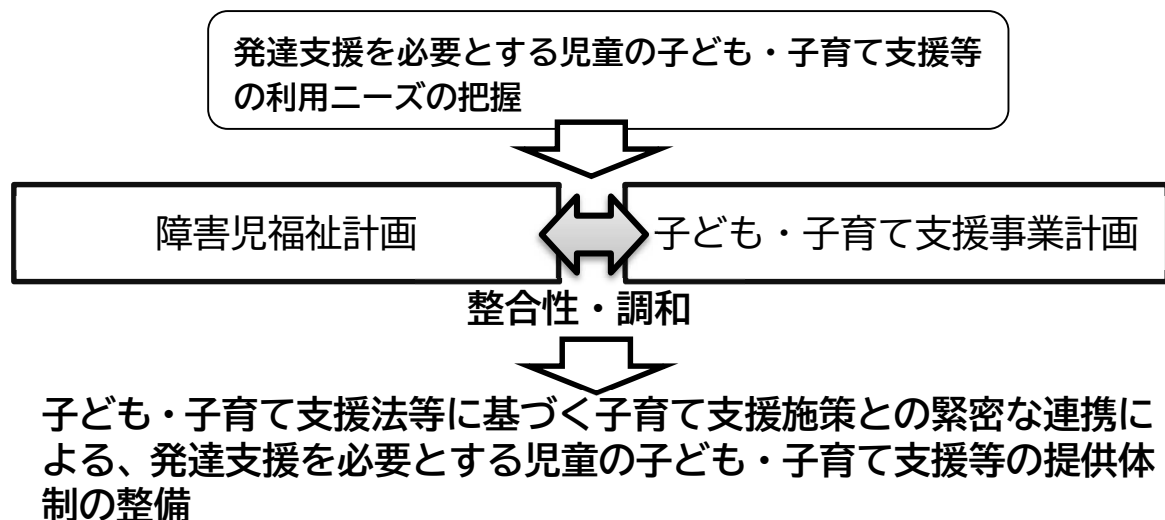
障がい児福祉計画は、ライフステージに応じた切れ目のない支援と保健・医療・福祉・保育・教育・就労支援等と連携した支援などを見据えて、障がい児支援の提供体制を計画的に確保することを目的としており、児童発達支援センターを中心とした地域支援体制の構築や、次の項目について記載します。

■障がい児福祉計画と基本指針の基本的な構造

区分	項目
義務	障がい児通所支援及び障がい児相談支援の提供体制の確保に係る目標に関する事項
義務	各年度における区域ごとの指定通所支援又は指定障がい児相談支援の種類ごとの必要な量の見込み
努力義務	指定通所支援又は指定障がい児相談支援の見込量の確保方策
努力義務	医療機関、教育機関等の関係機関との連携
その他 (一部)	計画は障がい児の数、その障がいの状況を勘案すること（義務）
	計画を作成する場合、障がい児の心身の状況等を把握した上で作成すること（努力義務）
	他の計画と調和が保たれること（義務）

資料：社会保障審議会第83回障害者部会資料(参考資料2)より作成

また、障がい児福祉計画は、基本指針において、発達支援の必要有無にかかわらず児童が共に成長できるよう、地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進するため、障がい児福祉計画の作成に関する基本的事項として、発達支援を必要とする児童の子ども・子育て支援等の利用ニーズの把握及びその提供体制の整備が盛り込まれています。



第2章 令和8年度の成果目標

発達の遅れなどで支援が必要な障がい児及びその家族に対し、早い段階から身近な地域で支援できるように、障がい種別に関わらず質の高い専門的な障がい児通所支援等の充実を図るとともに地域支援体制の構築を図ります。

また、障がい児のライフステージに沿って、地域の保健、医療、障がい福祉、保育、教育、就労支援等の連携により切れ目のない一貫した支援を提供する体制整備に取り組みます

【国の基本指針】

- 重層的な地域支援体制の構築を目指すための児童発達支援センターの機能強化・令和8年度末までに、児童発達支援センターを中核とした重層的な地域支援体制の構築を目指すため、児童発達支援センターを各市町村又は各圏域に少なくとも1か所以上設置すること。
- 保育所等訪問支援を活用した障がい児の地域社会への参加・包容の推進
 - ・令和8年度末までに、各市町村において、保育所等訪問支援を活用しながら、障がい児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する体制を構築することを基本とする。
- 主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保
 - ・令和8年度末までに、主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村又は各圏域に少なくとも1か所以上確保することを基本とする。
- 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置及びコーディネーターの配置
 - ・令和8年度末までに、各市町村又は各圏域において、保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けるとともに、医療的ケア児に関するコーディネーターを配置することを基本とする。

■障がい児支援の提供体制の整備等の成果目標

項目		令和5年度	目標 令和8年度
児童発達支援センターの設置		1か所	1か所
障がい児の地域社会への参加・包容の (インクルージョン) 推進体制の構築		—	構築
主に重症心身障がい 児を支援する	児童発達支援事業所 の設置数	—	0か所
	放課後デイサービス 事業所の設置数	—	0か所
医療的ケア児支援の ための	協議の場の設置	—	配置
	コーディネーターの 配置	設置済	設置済

第3章 障がい児支援等サービス見込量

3-1 障がい児福祉サービス等の体系

児童発達支援等及び子ども・子育て支援等の見込量及び確保のための方策について、次のサービス体系に沿って設定します。

障がい児支援等	障がい児通所支援	児童発達支援	
		放課後等デイサービス	
		保育園等訪問支援	
		医療型児童発達支援	
		居宅訪問型児童発達支援	
	障がい児相談支援	障がい児支援利用援助、 継続障がい児支援利用援助	
		医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整する コーディネーター	
	障がい児入所支援	福祉型障がい児入所施設	※県が行うもの
		医療型障がい児入所施設	
子ども・子育て支援等	保育所、認定こども園、放課後児童健全育成事業 における発達支援児の利用		

3-2 障がい児支援の概要及び見込量

(1) 障がい児通所支援

①児童発達支援

身体障がいや知的障がい、精神に障がいのある児童（発達障がい児を含む）を対象に、日常生活における基本的な動作の指導や知識技能の付与、集団生活への適応訓練等を行います。

■実績・見込み（月平均）

		第2期計画の実績			第3期計画（利用見込量）		
		3年度	4年度	5年度 (見込み)	6年度	7年度	8年度
児童発達支援	利用児童数 (人)	1	1	0	1	1	1
	利用延人数 (人/月)	19	4	0	8	8	9

②放課後等デイサービス

学校通学中の障がい児に対して、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練等を継続的に提供することにより、自立の促進と放課後の居場所づくりを推進します。

■実績・見込み（月平均）

		第2期計画の実績			第3期計画（利用見込量）		
		3年度	4年度	5年度 (見込み)	6年度	7年度	8年度
放課後等 デイサービス	利用児童数 (人)	6	7	9	9	9	9
	利用延人数 (人/月)	12	12	6	18	18	18

③保育所等訪問支援

保育所や集団生活を営む施設に通う発達障がい児、その他気になる児童を対象に、障がい児に対する指導経験のある児童指導員・保育士等が訪問し、本人や施設スタッフに対し専門的な支援を行う事業です。

第2期計画期間における利用実績はなく、第3期計画期間においても利用は見込まないものとします。

④医療型児童発達支援

未就学児に対して、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等を行うとともに、治療を行う事業です。

第2期計画期間における利用実績はなく、第3期計画期間においても利用は見込まないものとします。

⑤居宅訪問型児童発達支援

重度の障がい等の状態にある児童であって、児童発達支援等を利用するために外出することが著しく困難な児童に発達支援が提供できるよう、児童の居宅を訪問して発達支援を行います。

本村においては当面実施しないものとしますが、ニーズを踏まえながら必要に応じて、事業を検討していきます。

(2) 相談支援

①障がい児相談支援

障がい児通所支援を利用する障がい児を対象に、支給決定を行う際に障がい児支援利用計画を作成するとともに、一定期間後において、サービスの利用状況の検証を行い、計画の見直しを行います。

■実績・見込み（月平均）

		第2期計画の実績			第3期計画（利用見込量）		
		3年度	4年度	5年度 （見込み）	6年度	7年度	8年度
児童相談支援	実利用者数 （人）	2	1	2	3	3	4

②医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーター

国の基本指針において、医療的ケア児に対する総合的な支援体制の構築に向け、関連分野の支援を調整するコーディネーターとして養成された相談支援専門員等を配置します。

本村においては当面実施しないものとしますが、必要に応じて、広域での事業を検討していきます。

(3) 児童入所支援

①福祉型児童入所支援

障がいのある児童を入所させて、保護、日常生活の指導及び自活に必要な知識や技能の付与を行う事業です。(県が実施主体です。)

②医療型児童入所支援

医療の必要な児童を入所させて、医療の提供のほか、日常生活の介護等を行う事業です。(県が実施主体です。)

3-3 障がい児の子ども・子育て支援等の利用ニーズ

子ども・子育て支援等の地域資源のうち、保育所、認定こども園及び放課後児童健全育成事業について、利用ニーズを満たすための定量的な目標を設定しました。

子ども・子育て支援等における障がい児の受け入れ体制が整備されるよう、子育て分野と連携して取り組みます。

■実績・見込み(月平均)

		第2期計画の実績			第3期計画(利用見込量)		
		3年度	4年度	5年度 (見込み)	6年度	7年度	8年度
認定こども園	実利用者数 (人)	1	1	1	1	1	1

3-4 指定障がい福祉サービス等

障がい者（18歳以上）を対象とした指定障がい福祉サービス等のうち、障がい児が利用可能な主なサービスは次のとおりです。

①指定障がい福祉サービス

- ・訪問系サービス：居宅介護・行動援護・重度障がい者等包括支援、同行援護
- ・日中活動系サービス：短期入所

②地域生活支援事業

（必須事業）

- ・相談支援事業
- ・日常生活用具給付等事業
- ・移動支援事業

（任意事業）

- ・日中一時支援

資料編

資料 1 用語の解説

あ行

【アクセシビリティ】

高齢の方や障がいのある方などを含め、誰でも必要とする情報に簡単にたどりつけ、提供されている情報や機能を利用できること。

【一般就労】

雇用契約を結んで企業へ就職する通常の雇用形態を指す。一般就労では労働基準法や最低賃金法が適用されます。

【インクルーシブ教育】

多様な子どもたちが地域の学校に通うことを保障するために、教育を改革するプロセスであると定義されています。国籍や人種、宗教、性差、経済状況、障がいのあるなしにかかわらず、全ての子どもたちが対象です。

【インフォーマルサービス】

家族をはじめ近隣や地域社会、NPOやボランティアなどが行う援助活動で、公的なサービス以外のものを指します。

か行

【グループホーム】

地域の中にある住宅等において、共同で生活する数人の知的障がいのある人や精神障がいのある人に対して、世話人による食事提供、金銭管理などの日常的な生活援助を行う施設です。他に介護保険制度では「認知症対応型共同生活介護（グループホーム）」があります。

【ケアマネジメント】

利用者の必要とするケアを調整する機能を果たす援助で、利用者が社会生活を行う上での様々なニーズに対応して、適切な社会資源と結びつけることをいいます。社会資源は、家族、親せき、友人、知人、近隣、ボランティア等のインフォーマルな資源と、地域の団体・組織、法人組織、行政、企業等のフォーマルな資源、そして利用者自身の持つ内的資源があるとされます。

【高次脳機能障がい】

脳の機能の中で、生命維持にかかわる基礎的な生理学的機能（血液の流れの速度、呼吸や体温の調整、覚醒リズム、運動調整等）に対し、注意・感情・記憶・行動等の認知機能を高次脳機能と呼びます。その高次脳機能が、交通事故や頭部のけが、脳卒中等で脳が部分的に損傷を受けたため、言語や記憶等の機能に障がいが生じた状態を、「高次脳機能障がい」といいます。注意力や集中力の低下、比較的古い記憶は保たれているのに新しいことは覚えられない、感情や行動の抑制が効かなくなるなどの精神・心理的症状が現れ、周囲の状況にあった適切な行動が選べなくなり、生活に支障を来すようになります。また、外見上ではわかりにくいいため、周囲の理解が得られにくいといわれています。

【高齢化率】

国連は 65 歳以上を高齢者としており、高齢化率は、65 歳以上の高齢者人口が総人口に占める割合をいいます。我が国の高齢化率は、団塊の世代が高齢者になる平成 26 年に 26.0%に上昇しました。我が国の高齢化の特徴は、高齢化のスピードが非常に速く、他の先進諸国がおよそ 90～100 年で高齢社会（高齢化率 14%以上）に移行しているのに対して、我が国は 30 年ほどで移行しています。

さ行

【成年後見制度】

認知症、知的障がい、精神障がいなどにより判断能力が不十分な人の財産管理や身上監護を、代理権や同意権・取消権が付与された成年後見人等が行う仕組みとして、平成 12 年 4 月からスタートした制度です。家庭裁判所が成年後見人等を選任する「法定後見」とあらかじめ本人が任意後見人を選ぶ「任意後見」があります。

た行

【特別支援学校】

学校教育法の一部改正により、平成 19 年 4 月から特殊教育に変わり特別支援教育がスタートしました。それ以前の特殊教育では、障がいの種類や程度に応じ、特別な場で教育が行われていましたが、特別支援教育では、知的な遅れのない発達障がいも含めて、障がいにより特別な支援を必要とする幼児児童生徒が在籍する幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校の全ての学校において実施されるようになりました。

特別支援教育は、障がいのある幼児・児童・生徒が自立し、社会参加するために必要な力を培うため、幼児・児童・生徒一人ひとりの教育的ニーズを把握し、その可能性を最大限に伸ばし、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、適切な指導及び必要な支援を行うものです。

な行

【内部障がい】

身体障害者福祉法に定められた身体障がいのうち、心臓機能障がい、じん臓機能障がい、呼吸器機能障がい、ぼうこう・直腸機能障がい、小腸機能障がい、肝臓機能障がい、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障がいの 7 つの障がいの総称です。

【難病】

医学的に明確に定義された病気の名称ではなく、一般的に「治りにくい病気」や「不治の病」のことをいいます。昭和 47 (1972) 年の厚生省 (当時) の「難病対策要綱」では、①原因不明、治療方針未確立で、後遺症を残すおそれが少なくない疾病、②経過が慢性にわたり、単に経済的な問題のみならず介護等に著しく人手を要するために家族の負担が重く、また精神的にも負担の大きい疾病と定義しています。なお、障害者総合支援法では、難病等も障がいのある人の定義に加えられました (平成 25 年 4 月 1 日施行)。当初対象疾病は 130 疾病でしたが、その後段階的に拡大され、平成 29 年 4 月から 358 疾病に拡大されました。また、平成 26 年 5 月 30 日に「難病の患者に対する医療等に関する法律」が公布され、平成 27 年 1 月 1 日から新しい医療費助成制度が始まり、対象となる疾病は、平成

27年1月1日よりそれまでの56疾病から110疾病となり、その後段階的に拡大され令和3年11月から338疾病に拡大されました。（※障害者総合支援法の対象疾病は、指定難病より対象範囲が広くなっています。）

【ノーマライゼーション】

高齢者や障がい者などを排除するのではなく、健常者と同等に当たり前に生活できるような社会こそが、正常（ノーマル）な社会であるという考え方です。

は行

【発達障がい】

発達障害者支援法上の定義では、脳機能の障がいであって、その症状が通常低年齢において発現するものと規定され、心理的発達障がい並びに行動情緒の障がい対象とされています。具体的には、自閉症、アスペルガー症候群、その他の広汎性発達障がい、注意欠陥多動性障がい等がこれに含まれます。

【バリアフリー】

障がいのある人や高齢者等のための物理的な障壁を取り除くことを指していますが、今日では、物理的な障壁のみならず、制度的、心理的、文化・情報等生活全般にわたる障壁を取り除くことを指しています。

【福祉的就労】

通常の事業所に雇用されることが困難な障がいのある人が障害者総合支援法に基づき、支援を受けながら就労することです。

ら行

【ライフステージ】

人生の段階区分のこと。乳幼児期、少年期、青年期、壮年期、高齢期などという呼び方やその他区分があります。

【療育】

「療」は医療、「育」は養育・保育のことで、障がいのある子どもが自立できるよう、診断・治療・教育を行うことです。なお、「療育手帳」は、知的に障がいのある人や子どもに交付される手帳です。